

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成26年 3 月 第 2 回訂正分)

株式会社ディー・エル・イー

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価格等の決定に伴い、金融商品取引法第 7 条第 1 項により有価証券届出書の訂正届出書を平成26年 3 月14日に関東財務局長に提出し、平成26年 3 月15日にその届出の効力が生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成26年 2 月20日付をもって提出した有価証券届出書及び平成26年 3 月 6 日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集800,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し696,100株(引受人の買取引受による売出し501,000株・オーバーアロットメントによる売出し195,100株)の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成26年 3 月14日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____ 罫を付し、ゴシック体で表記してあります。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

2 【募集の方法】

平成26年 3 月14日に決定された引受価額(1,104円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第 1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格1,200円)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「414,000,000」を「441,600,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「414,000,000」を「441,600,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。

5. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」に当たっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

6. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 5. の全文削除及び 6. 7. の番号変更

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価格(円)」の欄：「未定(注) 1」を「1,200」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注) 1」を「1,104」に訂正。

「資本組入額(円)」の欄：「未定(注) 3」を「552」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注) 4」を「1株につき1,200」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。

発行価格の決定に当たりましては、仮条件(1,050円～1,200円)に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

①申告された総需要株式数は、公開株式数に十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1,200円と決定いたしました。

なお、引受価額は1,104円と決定いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(1,200円)と会社法上の払込金額(892.50円)及び平成26年3月14日に決定された引受価額(1,104円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は552円(増加する資本準備金の額の総額441,600,000円)と決定いたしました。

4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき1,104円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 8. の全文削除

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、平成26年3月25日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき1,104円)を払込むことといたします。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき96円)の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 上記引受人と平成26年3月14日に元引受契約を締結いたしました。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「828,000,000」を「883,200,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「822,000,000」を「877,200,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額877,200千円については、①IP投資及び関連費用、②人材の採用及び教育費用、③海外展開の強化のための資金として充当する方針であります。

- ① 当社では、IPの継続的な新規開発及び既存IPの価値向上が中長期的な業績に直結すると考えております。そのため、新規開発のためのメディアとの共同事業への投資資金（例えば、製作委員会への出資金など）や、既存IPの知名度向上のための広告宣伝費等として、381,000千円（平成26年6月期に86,000千円、平成27年6月期に129,000千円、平成28年6月期以降に166,000千円）を充当する予定であります。
- ② 当社では、保有するキャラクター等のIP数の増加、並びに映像コンテンツ化によるマルチメディア展開、グッズの製作・販売、及びソーシャル・キャラクターを活用したマーケティング・サービス等のプロジェクト数の増加に対応するため、プロジェクトの立案から執行までを担う人材の確保が必要と考えております。そのための人材の採用費、人件費及び教育研修費として、426,200千円（平成26年6月期に129,200千円、平成27年6月期に139,000千円、平成28年6月期以降に158,000千円）を予定しております。
- ③ 海外拠点であるDLE America, Inc. (1798 Technology Drine Suite 242, SanJose, CA95110, USA) 及び夢饗年代股份有限公司 (DLE-ERA) (台湾台北市内湖區瑞湖街39號2樓) に対する投融資として、平成26年6月期に合計で70,000千円を充当する予定であります。海外拠点では現地でのIPの新規開発及び当社の保有する既存IPを用いたビジネスを推進しており、現地スタッフの人員採用・教育費用、知名度向上のための広告宣伝・販売促進費用として充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成26年3月14日に決定された引受価額(1,104円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格1,200円)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「563,625,000」を「601,200,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「563,625,000」を「601,200,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2.に記載した振替機関と同一であります。

4. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「第2 売出要項 4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

5. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 3. 4. の全文削除及び5. 6. 7. の番号変更

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1 (注)2」を「1,200」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)2」を「1,104」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)2」を「1株につき1,200」に訂正。

「元引受契約の内容(円)」の欄：「未定(注)3」を「(注)3」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。

3. 引受人である野村證券株式会社が、全株を引受価額にて買取引受を行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき96円)の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と平成26年3月14日に元引受契約を締結いたしました。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「219,487,500」を「234,120,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「219,487,500」を「234,120,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を**勘案した結果**、野村證券株式会社が行う売出しであります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2. に記載した振替機関と同一であります。

(注)5. の全文削除及び6. の番号変更

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1」を「1,200」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)1」を「1株につき1,200」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の**理由により、平成26年3月14日に決定いたしました。**ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. グリーンシュエーション及びシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である椎木隆太(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、195,100株について貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下「グリーンシュエーション」という。)を、平成26年4月18日を行使期限として貸株人より付与されております。

また、主幹事会社は、平成26年3月26日から平成26年4月15日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成26年 3 月 第 1 回訂正分)

株式会社ディー・エル・イー

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第 7 条第 1 項により有価証券届出書の訂正届出書を平成26年 3 月 6 日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

- 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由
平成26年 2 月20日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集800,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成26年 3 月 6 日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し696,100株(引受人の買取引受による売出し501,000株・オーバーアロットメントによる売出し195,100株)の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項及び「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」並びに「第四部 株式公開情報 第 1 特別利害関係者等の株式等の移動状況 第 3 株主の状況」の記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。
- 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

(注) 2. の全文削除及び 3. の番号変更

2 【募集の方法】

平成26年3月14日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成26年3月6日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(892.50円)以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

(略)

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額(円)」の欄：「659,600,000」を「714,000,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「発行価額の総額(円)」の欄：「659,600,000」を「714,000,000」に訂正。

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「356,960,000」を「414,000,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「356,960,000」を「414,000,000」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

(注) 3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

5. 仮条件(1,050円～1,200円)の平均価格(1,125円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は900,000,000円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

< 欄内の数値の訂正 >

「払込金額(円)」の欄：「未定(注)2」を「892.50」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、1,050円以上1,200円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成26年3月14日に引受価額と同時に決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。

①収益性の高い独自のビジネスモデルにより、今後の成長が期待できること。

②低コストでキャラクターを創出、展開できること。

③主力キャラクターからの収益に依存しており、他のキャラクターからの収益の見通しが不透明であること。

以上の評価に加え、同業他社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は1,050円から1,200円の範囲が妥当であると判断いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(892.50円)及び平成26年3月14日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
8. 引受価額が会社法上の払込金額(892.50円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受株式数(株)」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「野村證券株式会社605,000、株式会社SBI証券65,000、大和証券株式会社39,000、いちよし証券株式会社26,000、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社13,000、SMBCFフレンド証券株式会社13,000、みずほ証券株式会社13,000、エース証券株式会社13,000、静銀ティーエム証券株式会社13,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(平成26年3月14日)に元引受契約を締結する予定であります。
2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(注) 1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「713,920,000」を「828,000,000」に訂正。

「発行諸費用の概算額(円)」の欄：「5,500,000」を「6,000,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「708,420,000」を「822,000,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(1,050円～1,200円)の平均価格(1,125円)を基礎として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額822,000千円については、①IP投資及び関連費用、②人材の採用及び教育費用、③海外展開の強化のための資金として充当する方針であります。

① 当社では、IPの継続的な新規開発及び既存IPの価値向上が中長期的な業績に直結すると考えております。そのため、新規開発のためのメディアとの共同事業への投資資金（例えば、製作委員会への出資金など）や、既存IPの知名度向上のための広告宣伝費等として、355,000千円（平成26年6月期に80,000千円、平成27年6月期に120,000千円、平成28年6月期以降に155,000千円）を充当する予定であります。

② 当社では、保有するキャラクター等のIP数の増加、並びに映像コンテンツ化によるマルチメディア展開、グッズの製作・販売、及びソーシャル・キャラクターを活用したマーケティング・サービス等のプロジェクト数の増加に対応するため、プロジェクトの立案から執行までを担う人材の確保が必要と考えております。そのための人材の採用費、人件費及び教育研修費として、397,000千円（平成26年6月期に120,000千円、平成27年6月期に130,000千円、平成28年6月期以降に147,000千円）を予定しております。

③ 海外拠点であるDLE America, Inc. (1798 Technology Drine Suite 242, SanJose, CA95110, USA) 及び夢饗年代股份有限公司 (DLE-ERA) (台湾台北市内湖區瑞湖街39號2樓) に対する投融資として、平成26年6月期に合計で70,000千円を充当する予定であります。海外拠点では現地でのIPの新規開発及び当社の保有する既存IPを用いたビジネスを推進しており、現地スタッフの人員採用・教育費用、知名度向上のための広告宣伝・販売促進費用として充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「485,970,000」を「563,625,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「485,970,000」を「563,625,000」に訂正。

<欄内の記載の訂正>

「売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称」の欄：「椎木 雅章」を「椎木 雅明」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 売出価額の総額は、仮条件(1,050円～1,200円)の平均価格(1,125円)で算出した見込額であります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 2. に記載した振替機関と同一であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「189,247,000」を「219,487,500」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「189,247,000」を「219,487,500」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 5. 売出価額の総額は、仮条件(1,050円～1,200円)の平均価格(1,125円)で算出した見込額であります。

6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 2. に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人であり貸株人である椎木隆太、売出人である椎木泰行、浜崎美苗、小野亮及び椎木雅明並びに当社株主である株式会社ドリームインキュベータ、椎木友里江、Hasbro, Inc.、島田亨、静岡キャピタル5号投資事業有限責任組合、東映アニメーション株式会社、Fenox Venture Company II, L.P.、三菱UFJベンチャーファンド二号投資事業有限責任組合、株式会社三菱東京UFJ銀行、夏野剛及び川島崇は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日含む)後90日目の平成26年6月23日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシェーオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所取引における売却等は除く。)を行わない旨合意しております。

(省略)

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成24年10月26日	椎木 隆太	東京都港区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	Fenox Venture Company II, L.P. Fenox Venture Management II, LLC General Partner Md Anis Uzzaman	1798 Technology Drive, Suite242, San Jose, CA 95110, USA	—	167	20,040,000 (120,000) (注) 4	当社の資本政策による
平成25年12月11日	—	—	—	小野 亮	東京都千代田区	特別利害関係者等(当社取締役)	240	12,000,000 (50,000) (注) 5	新株予約権の権利行使
平成26年1月6日	—	—	—	小野 亮	東京都千代田区	特別利害関係者等(当社取締役)	240	12,000,000 (50,000) (注) 5	新株予約権の権利行使

(注記省略)

第 3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(省略)			
㈱電通 (注) 2	東京都港区東新橋一丁目8番1号	60,000	1.12
椎木 雅明 (注) 2、6	静岡県磐田市	50,000	0.94
浜崎 美苗 (注) 2、6	静岡県静岡市葵区	50,000	0.94
(省略)			
㈱読売広告社 (注) 2	東京都港区赤坂五丁目2番20号	50,000	0.94
Fenox Venture Company II, L.P.	1641 North 1st Street, Suite 110, San Jose, CA 95112, USA	33,400	0.63
谷 東 (注) 8	東京都豊島区	24,000 (24,000)	0.45 (0.45)
(省略)			
藤本 賢吾 (注) 8	東京都新宿区	9,000 (9,000)	0.17 (0.17)
ディー・エル・イー従業員持株会	東京都千代田区麹町三丁目3番地4	7,600	0.14
佐藤 博久	千葉県流山市	6,000	0.11
(省略)			
計	—	5,333,800 (942,800)	100.00 (17.68)

(注記省略)

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成26年2月

株式会社ディー・エル・イー



1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式659,600千円(見込額)の募集及び株式485,970千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式189,247千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成26年2月20日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社ディー・エル・イー
東京都千代田区麹町三丁目3番地4

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照ください。



1. 事業の内容

当社及び当社の関係会社（子会社1社と関連会社1社により構成）は、IP^(※1)の新規開発からソーシャル・キャラクター^(※2)を活用したマーケティング・サービス、スマートフォンアプリ等の企画開発等、映像コンテンツの企画製作及びメディア展開プランの策定・実行までを統合的に手掛けるファスト・エンタテインメント事業を展開しております。

ファスト・エンタテインメント事業について

インターネット時代・ソーシャルメディア時代には「いつでも、どこでも、すぐに」楽しめる「手軽なエンタテインメント」が求められており、当社が展開するファスト・エンタテインメント事業は、ファスト・フードやファスト・ファッションのように手軽なエンタテインメントを提供するものです。具体的には、「スキマ時間に楽しみ、容易に共有できるショート・コンテンツを、短納期かつ低コストで」提供しております。

同事業は売上形態に応じて、ソーシャル・コミュニケーション及びIPクリエイションの2つの領域により構成されております。

■ソーシャル・コミュニケーション領域

当領域では、既存IPの活用、IPの新規開発又は第三者が有するIPの使用許諾を得て、主にソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービス及びデジタルコンテンツの企画開発等を行っております。

① ソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービス

顧客の扱う商品やサービスの紹介、マナーの啓蒙及び観光誘致等の地域活性化のため、キャラクターのソーシャルな特徴^(※2参照)を活かして口コミ等により伝播していく広告・マーケティングプラン等の企画提案及びテレビコマーシャルやインターネット動画広告等のデジタルコンテンツ制作等を提供し、主に広告・マーケティング収入等を得ております。

② デジタルコンテンツの企画開発

キャラクターのソーシャルな特徴を活かしたスマートフォンアプリ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）向けのゲーム・スタンプ等を企画開発・提供し、主に課金収入・ライセンス収入を得ております。

③ その他

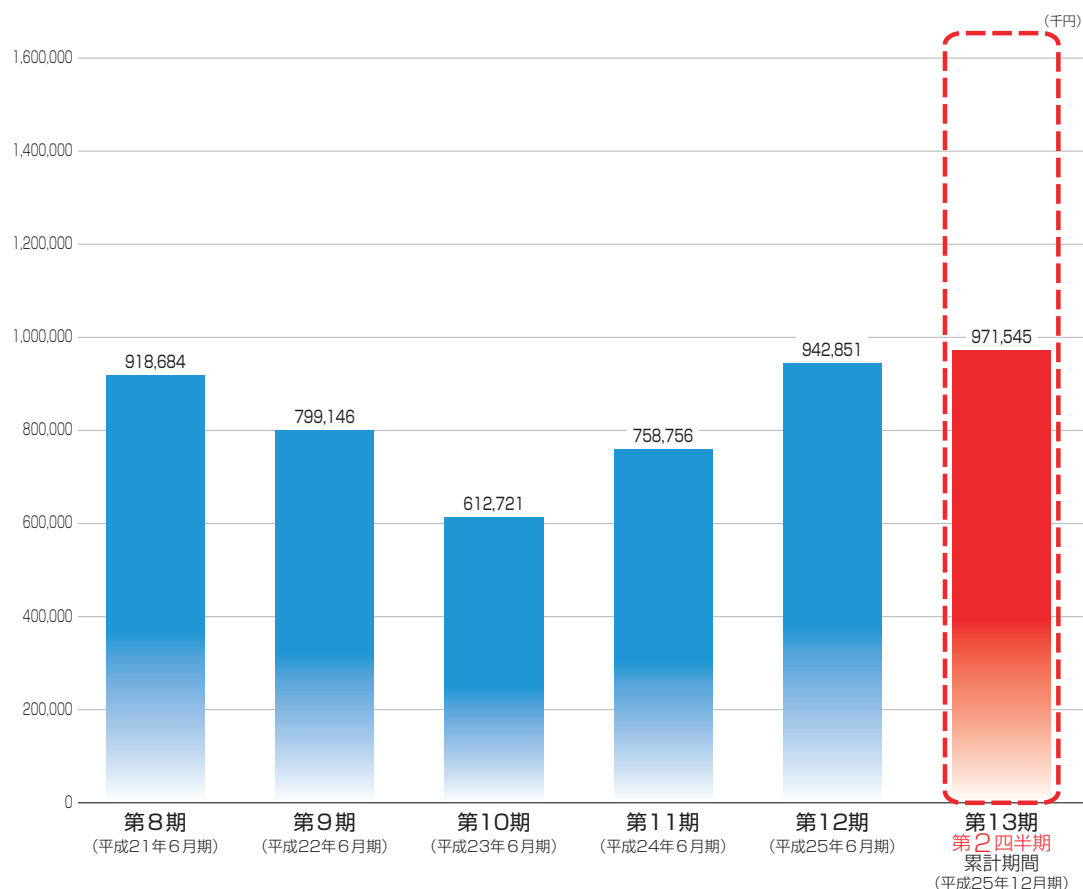
映画興行による配給収入、製作委員会^(※3)からの分配金収入及びライセンシーからのライセンス料等による権利収入並びにグッズ販売による小売収入を得ております。

■IPクリエイション領域

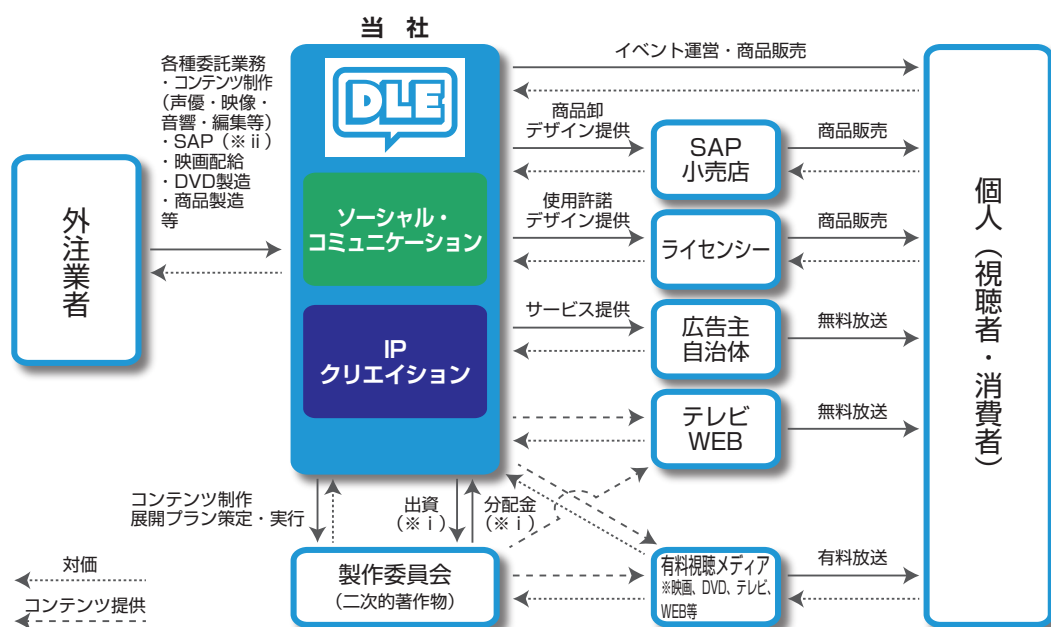
当領域では、IPの映像コンテンツ（アニメーション、スマートフォンアプリ等のデジタルコンテンツ）の企画開発・制作、及び制作後の総合的な展開（テレビ・ウェブ・映画等のメディア展開、グッズ・ゲーム化、イベント運営及び海外展開等）のプランの策定及び実行等により、主に制作収入及び当該IPのプロモーション収入を得ております。

企画開発・制作の対象となるIPは、当社が開発し、著作権を保有するIP（オリジナルIP）が中心ですが、他社が保有するIPのリプロデュース^(※4)も一部対象としております。

■ 売上高の推移



■ 事業系統図



(※ i) 著作権の使用許諾及び原作使用料の支払いを含みます。

なお、共同IPの場合、共同IP製作委員会が製作委員会（二次的著作権）に使用許諾します。

(※ ii) SAP (Social Application Provider)

2. 事業の特徴

当社は、「スキマ時間に楽しめ、容易に共有できるショート・コンテンツを、短納期かつ低コストで」提供するために、IPの新規開発から多様な流通・販売までを統合的に手掛けており、下記の特徴をもつビジネスモデルを構築しております。

なお、国際展開においても、同ビジネスモデルの現地展開を推進しております。

① IPの短納期かつ低コストでの量産とプロデュース

「Flash」^(※5)等のデジタル制作技術を活用した、独自の演出手法を開発して、コンテンツ制作工程の効率化を実現し、IPを短納期かつ低コストで大量に生産することを可能としております。これにより、IPを多面的に展開するようなプロデュースが可能となります。具体的には、時事ネタのような迅速性が要求される話題を題材としたコンテンツの提供（コンテンツの企画提案及び制作）が可能となり、また、増加するメディア、チャンネル数及び動画広告等ごとのオリジナルコンテンツの提供を可能としております。

② IPの著作権を保有することによる、迅速かつ柔軟な事業展開

自社又は共同でIPを保有することで、権利許諾や調整コストを削減でき、また市場ニーズへの迅速かつ柔軟に対応ができるため、話題性の高いプロモーションプラン等の主体的な策定や実行を可能としております。

なお、キャラクター等のIPの新規開発にあたっては、当社は主に製作委員会を活用しており、当社が関与するケースでは、製作委員会への出資者を限定し、当社を含む少数で共同の著作権者（IPオーナー）となるように努めております。

③ IPを小さく生んで大きく育てる事業展開（展開エリアの順次拡大）

地方テレビ局等の特定メディアとの共同事業では、当初は限定された地域・メディアで展開を開始し、IPの露出を増やすことで高めた認知度を踏まえて、展開する地域・メディアを拡大させる戦略をとっております。

当社は短納期かつ低コストで大量のIPを生産することが可能であるため、限定された地域・メディアにもIPを提供することが可能となり、また、複数のIPを提供した上で視聴者の評判の良かったIPのみを選抜して展開する戦略も可能となります。さらに、共同事業であること及び当初展開エリアが小さいことから、当社の費用負担を抑制しながら、多数のIPの事業展開が可能となります。

- (※1) IP: Intellectual Propertyの略称。著作権等の知的財産。著作権（例：コミック、小説）を指し、二次的著作権にまで及ぶ。二次的著作権とは、著作権を利用して開発された二次的著作物にかかる著作権（例：アニメ、ドラマ、映画）。
- (※2) ソーシャル・キャラクター：当社が提唱する概念であり、主にブログやSNS等のソーシャルメディアを含む、あらゆるメディアでのコミュニケーションを促進させるような特徴を持つキャラクターのこと。例えば、「世代を選ばない広い認知度」「共有しにくくなる高い好感度」「話題を限定しないキャラクター設定」「口コミ等により広がりやすい話題の提供」「ユーザーと双方向に会話する機能」等の特徴が挙げられる。
- (※3) 製作委員会：アニメーションや映画の製作資金を効率的に調達すること等を目的に、組成される民法上の任意組合。原則として、出資割合によって共同で製作した（著作権者から許諾された二次的著作物の範囲内での）著作権を保有する。なお、当社は製作委員会に対する出資金を「投資その他の資産」に計上し、合理的に見積もられた方法で償却を実施している。
- (※4) リプロデュース：第三者が有するIPの使用許諾を得て、原作のオリジナルの世界観をアレンジした二次的著作物（アニメーション、デジタルコンテンツ等）の制作及びメディア展開等のプラン策定・実行等。
- (※5) Flash：Adobe System Inc.が提供している、ゲーム、アニメーションなどの制作ソフト。容量が小さく、拡大・縮小しても劣化せず解像度による制約が少なく、メディアやデバイスごとのデータ形式の変換が不要となり、迅速なマルチメディア展開を可能とする特徴がある。また少数の画面や部品を組み合わせることで制作することで、制作コストを低減し、制作期間を短縮できるという特徴を持つ。

■「秘密結社 鷹の爪」の展開事例（多面展開による相乗効果でIP価値を向上）

当社のオリジナルIP「秘密結社 鷹の爪」は、多面展開により露出の相乗効果を高めることで、IP価値の向上（認知度の向上）を図っております。

具体的には、①企業や自治体向けのソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービス、②アプリやスタンプ等のデジタルコンテンツの企画開発、③グッズ販売やイベント開催、④テレビ放映・劇場公開等、多面的に展開しております。



当社のオリジナルIP「パンパカパンツ」は、静岡県内の放送局（特定エリアのメディア）との共同事業により新規開発し、当初はメディアパートナーの得意とするエリア内での展開に注力しておりました。その後、メディアとビジネスの展開エリアを順次拡張し、全国化させた後、現在はグローバルマーケットへ事業領域を拡大しております。

3. 業績等の推移

(1) 主要な経営指標等の推移

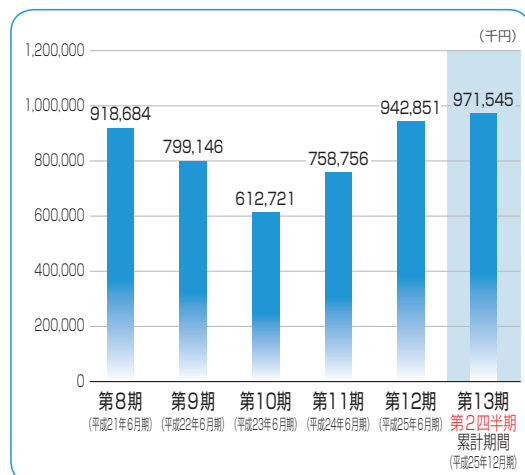
回次		第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期 第2四半期
決算年月		平成21年6月	平成22年6月	平成23年6月	平成24年6月	平成25年6月	平成25年12月
売上高	(千円)	918,684	799,146	612,721	758,756	942,851	971,545
経常利益又は経常損失 (△)	(千円)	△299,400	34,050	36,785	△89,579	72,655	186,157
当期 (四半期) 純利益 又は当期純損失 (△)	(千円)	△345,889	33,003	36,493	△91,853	66,274	249,286
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—	—	—	—	—
資本金	(千円)	216,500	222,500	222,500	237,500	237,500	243,500
発行済株式総数	(株)	21,125	21,225	21,225	21,475	21,475	21,715
純資産額	(千円)	10,878	55,881	92,374	30,521	96,795	358,081
総資産額	(千円)	330,488	348,555	544,698	530,752	872,250	933,727
1株当たり純資産額	(円)	514.95	2,632.81	4,352.18	7.11	22.54	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期 (四半期) 純利益金額 又は当期純損失金額 (△)	(円)	△16,450.58	1,561.59	1,719.37	△21.51	15.43	57.97
潜在株式調整後1株当たり 当期 (四半期) 純利益金額	(円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	3.3	16.0	17.0	5.8	11.1	38.3
自己資本利益率	(%)	—	98.9	49.2	—	104.1	—
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△192,863	132,959	20,627
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△46,722	9,248	△3,552
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	117,071	△54,024	△69,528
現金及び現金同等物の 期末 (四半期末) 残高	(千円)	—	—	—	146,443	246,239	196,549
従業員数	(名)	25	29	31	41	56	54

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移につきましては記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、第8期から第11期は、関連会社が存在していないため、第12期及び第13期第2四半期は関連会社の損益等に重要性が乏しいため記載しておりません。
4. 第12期の期末以降、新株予約権の行使及び株式分割 (株式1株につき200株) が行われ、発行済株式総数は4,391,000株となっております。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期 (四半期) 純利益金額については、第8期及び第11期は、1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。第9期、第10期、第12期及び第13期第2四半期は、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
6. 自己資本利益率について、第8期及び第11期は、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
7. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
8. 1株当たり配当額及び配当性向については、無配のため記載しておりません。
9. 当社は第11期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第8期から第10期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目について記載しておりません。
10. 従業員数は就業人員であります。
11. 第11期及び第12期の財務諸表並びに第13期第2四半期の四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あすさ監査法人により監査及び四半期レビューを受けておりますが、第8期、第9期及び第10期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
12. 第8期は、アメリカの金融危機に端を発した世界経済の急激な悪化から、企業の広告出稿及び個人消費が落ち込んだ影響で、特定プロジェクトの収支が大幅に悪化し、経常損失は299,400千円となりました。また当該プロジェクトの凍結を意思決定し、出資金評価損47,493千円を特別損失に計上したことから、当期純損失345,889千円となりました。
13. 第11期は、人員採用を進めたことにより人件費が増加したこと及び主に海外事業へ先行投資を実施した結果、経常損失は89,579千円、当期純損失91,853千円となりました。
14. 第11期より「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。平成26年1月10日付で普通株式1株を200株に株式分割しておりますが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期 (四半期) 純利益金額又は当期純損失金額 (△) を算定しております。
15. 平成26年1月10日付で普通株式1株を200株に株式分割しております。そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書 (Iの部)」の作成上の留意点について (平成24年8月21日付東証上審第133号) に基づき、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。
- なお、第8期、第9期及び第10期の数値 (1株当たり配当額についてはすべての数値) については、有限責任 あすさ監査法人の監査を受けておりません。

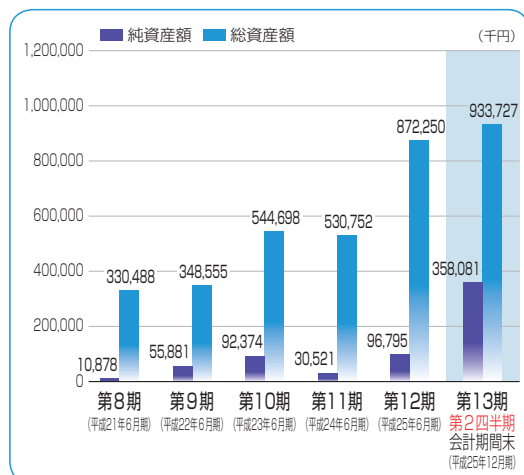
回次		第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期 第2四半期
決算年月		平成21年6月	平成22年6月	平成23年6月	平成24年6月	平成25年6月	平成25年12月
1株当たり純資産額	(円)	2.57	13.16	21.76	7.11	22.54	—
1株当たり当期 (四半期) 純利益金額 又は当期純損失金額 (△)	(円)	△82.25	7.81	8.60	△21.51	15.43	57.97
潜在株式調整後1株当たり 当期 (四半期) 純利益金額	(円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

(2) 業績及び財政状況の推移

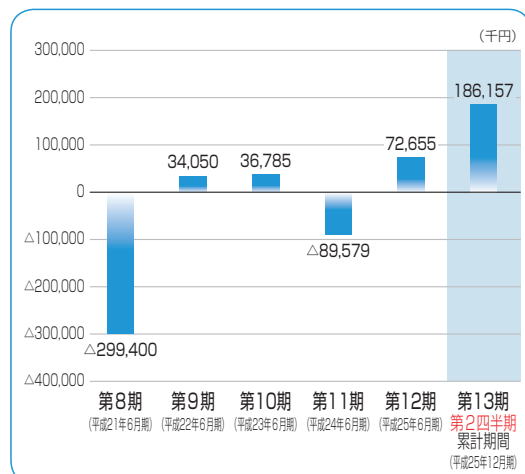
売上高



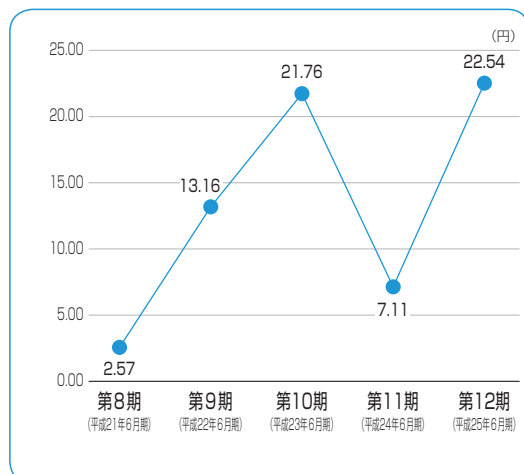
純資産額／総資産額



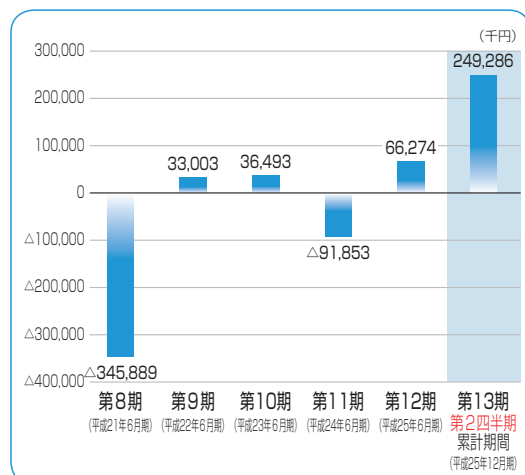
経常利益又は経常損失 (△)



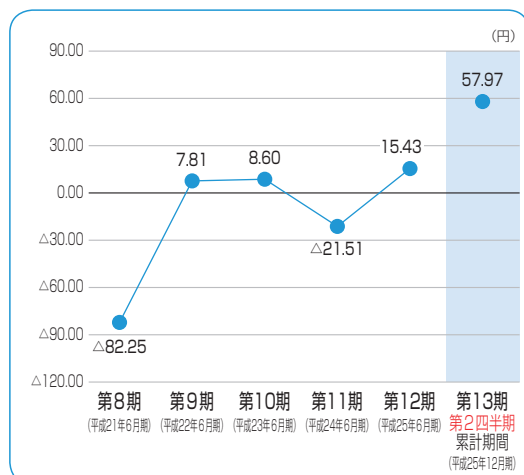
1株当たり純資産額



当期 (四半期) 純利益又は当期純損失 (△)



1株当たり当期 (四半期) 純利益金額又は当期純損失金額 (△)



(注) 当社は、平成26年1月10日付で、普通株式1株を200株に株式分割しております。上記「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期 (四半期) 純利益金額又は当期純損失金額 (△)」の各グラフでは、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の数値を表記しております。

目次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	6
第2 【売出要項】	7
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	7
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	8
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	9
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	10
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	11
第二部 【企業情報】	13
第1 【企業の概況】	13
1 【主要な経営指標等の推移】	13
2 【沿革】	15
3 【事業の内容】	17
4 【関係会社の状況】	21
5 【従業員の状況】	21
第2 【事業の状況】	22
1 【業績等の概要】	22
2 【生産、受注及び販売の状況】	25
3 【対処すべき課題】	26
4 【事業等のリスク】	28
5 【経営上の重要な契約等】	33
6 【研究開発活動】	33
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	34
第3 【設備の状況】	39
1 【設備投資等の概要】	39
2 【主要な設備の状況】	39
3 【設備の新設、除却等の計画】	39

第4	【提出会社の状況】	40
1	【株式等の状況】	40
2	【自己株式の取得等の状況】	74
3	【配当政策】	74
4	【株価の推移】	74
5	【役員の状況】	75
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	77
第5	【経理の状況】	83
1	【財務諸表等】	84
第6	【提出会社の株式事務の概要】	131
第7	【提出会社の参考情報】	132
1	【提出会社の親会社等の情報】	132
2	【その他の参考情報】	132
第四部	【株式公開情報】	133
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	133
第2	【第三者割当等の概況】	134
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	134
2	【取得者の概況】	136
3	【取得者の株式等の移動状況】	136
第3	【株主の状況】	137

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書		
【提出先】	関東財務局長		
【提出日】	平成26年 2 月20日		
【会社名】	株式会社ディー・エル・イー		
【英訳名】	DLE Inc.		
【代表者の役職氏名】	代表取締役 椎木 隆太		
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町三丁目 3 番地 4		
【電話番号】	03-3221-3980		
【事務連絡者氏名】	取締役CFO兼経営戦略統括本部長 川島 崇		
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町三丁目 3 番地 4		
【電話番号】	03-3221-3980		
【事務連絡者氏名】	取締役CFO兼経営戦略統括本部長 川島 崇		
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式		
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額		
	ブックビルディング方式による募集	659,600,000円	
	売出金額		
	(引受人の買取引受による売出し)		
	ブックビルディング方式による売出し	485,970,000円	
	(オーバーアロットメントによる売出し)		
	ブックビルディング方式による売出し	189,247,000円	
	(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。		
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。		

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	800,000 (注) 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成26年 2月20日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、平成26年 3月 6日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構
- 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

2 【募集の方法】

平成26年3月14日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成26年3月6日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	800,000	659,600,000	356,960,000
計(総発行株式)	800,000	659,600,000	356,960,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成26年2月20日開催の取締役会決議に基づき、平成26年3月14日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(970円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は776,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」に当たっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成26年3月17日(月) 至 平成26年3月20日(木)	未定 (注) 4	平成26年3月25日(火)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成26年3月6日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成26年3月14日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成26年3月6日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成26年3月14日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成26年2月20日開催の取締役会において、増加する資本金の額は平成26年3月14日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとすること、及び増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成26年3月26日(水)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。

7. 申込みに先立ち、平成26年3月7日から平成26年3月13日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「４ 株式の引受け」欄記載の引受人及び販売を委託された金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行 麹町中央支店	東京都千代田区麹町四丁目１番

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

４ 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目９番１号	未定	１．買取引受けによります。 ２．引受人は新株式払込金として、平成26年３月25日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 ３．引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
株式会社ＳＢＩ証券	東京都港区六本木一丁目６番１号		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号		
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番１号		
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目５番２号		
ＳＭＢＣフレンド証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町７番12号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目５番１号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目６番11号		
静岡ディーエム証券株式会社	静岡県静岡市葵区追手町１番13号		
計	—	800,000	—

- (注) １．平成26年３月６日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
- ２．上記引受人と発行価格決定日(平成26年３月14日)に元引受契約を締結する予定であります。
- ３．引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
713,920,000	5,500,000円	708,420,000円

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(970円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額708,420千円については、①IP投資及び関連費用、②人材の採用及び教育費用、③海外展開の強化のための資金として充当する方針であります。

- ① 当社では、IPの継続的な新規開発及び既存IPの価値向上が中長期的な業績に直結すると考えております。そのため、新規開発のためのメディアとの共同事業への投資資金（例えば、製作委員会への出資金など）や、既存IPの知名度向上のための広告宣伝費等として、300,000千円（平成26年6月期に50,000千円、平成27年6月期に100,000千円、平成28年6月期以降に150,000千円）を充当する予定であります。
- ② 当社では、保有するキャラクター等のIP数の増加、並びに映像コンテンツ化によるマルチメディア展開、グッズの製作・販売、及びソーシャル・キャラクターを活用したマーケティング・サービス等のプロジェクト数の増加に対応するため、プロジェクトの立案から執行までを担う人材の確保が必要と考えております。そのための人材の採用費、人件費及び教育研修費として、338,420千円（平成26年6月期に100,000千円、平成27年6月期に118,420千円、平成28年6月期以降に120,000千円）を予定しております。
- ③ 海外拠点であるDLE America, Inc. (1798 Technology Drine Suite 242, SanJose, CA95110, USA) 及び夢饗年代股份有限公司（DLE-ERA）（台湾台北市内湖區瑞湖街39號2樓）に対する投融資として、平成26年6月期に合計で70,000千円を充当する予定であります。海外拠点では現地でのIPの新規開発及び当社の保有する既存IPを用いたビジネスを推進しており、現地スタッフの人員採用・教育費用、知名度向上のための広告宣伝・販売促進費用として充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成26年3月14日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち 入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち 入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	501,000	485,970,000	東京都港区 椎木 隆太 200,000株 静岡県磐田市 椎木 泰行 150,000株 東京都港区赤坂五丁目2番20号 株式会社読売広告社 50,000株 静岡県静岡市葵区 浜崎 美苗 35,000株 東京都千代田区 小野 亮 30,000株 静岡県磐田市 椎木 雅章 30,000株 千葉県流山市 佐藤 博久 6,000株
計(総売出株式)	—	501,000	485,970,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(970円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「第2 売出要項 4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成26年 3月17日(月) 至 平成26年 3月20日(木)	100	未定 (注) 2	引受人の本店 及び全国各支 店	東京都中央区日本橋一丁目9番 1号 野村證券株式会社	未定 (注) 3

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成26年3月14日)に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	195, 100	189, 247, 000	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号 野村證券株式会社 195, 100株
計(総売出株式)	—	195, 100	189, 247, 000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシュエオープン及びシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(970円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 平成26年 3月17日(月) 至 平成26年 3月20日(木)	100	未定 (注) 1	野村證券株 式会社の本 店及び全国 各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. 野村證券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. グリーンシュエアオプション及びシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である椎木隆太(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、195,100株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下「グリーンシュエアオプション」という。)を、平成26年4月18日行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、主幹事会社は、平成26年3月26日から平成26年4月15日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシュエアオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人であり貸株人である椎木隆太、売出人である椎木泰行、浜崎美苗、小野亮及び椎木雅章並びに当社株主である株式会社ドリームインキュベータ、椎木友里江、Hasbro, Inc.、島田亨、静岡キャピタル5号投資事業有限責任組合、東映アニメーション株式会社、FENOX Venture Company、三菱UFJベンチャーファンド2号投資事業有限責任組合、株式会社三菱東京UFJ銀行、夏野剛及び川島崇は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日含む)後90日目の平成26年6月23日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシュエアオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所取引における売却等は除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の平成26年9月21日までの期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの期間中であっても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

加えて、当社は、主幹事会社より、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成26年6月23日までの期間中、引受契約締結日において主幹事会社の計算で保有する当社株式60,000株の売却（ただし、その売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所取引における売却等及び当該元引受契約締結日以降に取得した当社株式の売却は除く。）を行わない旨聴取しております。

第二部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第 8 期	第 9 期	第 10 期	第 11 期	第 12 期
決算年月	平成21年 6 月	平成22年 6 月	平成23年 6 月	平成24年 6 月	平成25年 6 月
売上高 (千円)	918,684	799,146	612,721	758,756	942,851
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△299,400	34,050	36,785	△89,579	72,655
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△345,889	33,003	36,493	△91,853	66,274
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	216,500	222,500	222,500	237,500	237,500
発行済株式総数 (株)	21,125	21,225	21,225	21,475	21,475
純資産額 (千円)	10,878	55,881	92,374	30,521	96,795
総資産額 (千円)	330,488	348,555	544,698	530,752	872,250
1 株当たり純資産額 (円)	514.95	2,632.81	4,352.18	7.11	22.54
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1 株当たり当期純利益 金額又は当期純損失金 額 (△) (円)	△16,450.58	1,561.59	1,719.37	△21.51	15.43
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	3.3	16.0	17.0	5.8	11.1
自己資本利益率 (%)	—	98.9	49.2	—	104.1
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△192,863	132,959
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△46,722	9,248
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	117,071	△54,024
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	—	146,443	246,239
従業員数 (名)	25	29	31	41	56

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移につきまして記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、第8期から第11期は、関連会社が存在していないため、第12期は関連会社の損益等に重要性が乏しいため記載しておりません。
4. 第12期の期末以降、新株予約権の行使及び株式分割（株式1株につき200株）が行われ、発行済株式総数は4,391,000株となっております。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第8期及び第11期は、1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。第9期、第10期及び第12期は、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
6. 自己資本利益率について、第8期及び第11期は、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
7. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
8. 1株当たり配当額及び配当性向については、第8期から第12期まで無配のため記載しておりません。
9. 当社は第11期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第8期から第10期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
10. 従業員数は就業人員であります。
11. 第11期及び第12期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けておりますが、第8期、第9期及び第10期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
12. 第8期は、アメリカの金融危機に端を発した世界経済の急激な悪化から、企業の広告出稿及び個人消費が落ち込んだ影響で、特定のプロジェクトの収支が大幅に悪化し、経常損失は299,400千円となりました。また、当該プロジェクトの凍結を意思決定し、出資金評価損47,493千円を特別損失に計上したことから、当期純損失345,889千円となりました。
13. 第11期は、人員採用を進めたことにより人件費が増加したこと及び主に海外事業へ先行投資を実施した結果、経常損失は89,579千円、当期純損失91,853千円となりました。
14. 第11期より「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。
- 平成26年1月10日付で普通株式1株を200株に株式分割しておりますが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（△）を算定しております。
15. 平成26年1月10日付で普通株式1株を200株に株式分割しております。そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに揚げると以下のとおりとなります。なお、第8期、第9期及び第10期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第 8 期	第 9 期	第 10 期	第 11 期	第 12 期
決算年月	平成21年 6 月	平成22年 6 月	平成23年 6 月	平成24年 6 月	平成25年 6 月
1株当たり純資産額 (円)	2.57	13.16	21.76	7.11	22.54
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(△) (円)	△82.25	7.81	8.60	△21.51	15.43
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

年月	概要
平成13年12月	主に米国ハリウッド・メジャー（※1）への、映像コンテンツビジネスのコンサルティングサービス提供を目的として、東京都千代田区三番町5番14号に有限会社パサニアを設立
平成15年10月	株式会社に組織変更し、株式会社ディー・エル・イーに商号変更
平成17年9月	Flash（※2）によるデジタルコンテンツ製作を開始
平成18年4月	オリジナルIP（※3）（Intellectual Property：著作権等の知的財産権。）「秘密結社 鷹の爪」のTV放送を開始し、ファスト・エンタテインメント事業を本格展開
平成18年10月	全国TOHOシネマズにて「秘密結社 鷹の爪マナームービー」の上映を開始し、ソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービスを本格展開
平成19年1月	オリジナルIPを同一番組内で多数創造する「ファイテンション☆シリーズ」のTV放送開始
平成19年3月	「秘密結社 鷹の爪THE MOVIE 総統は二度死ぬ」が日本初の全編Flashにより制作したアニメとして、全国劇場公開
平成20年5月	「秘密結社 鷹の爪」のキャラクター「吉田くん」が島根県の「しまねSuper大使」に任命される
平成20年7月	オリジナルIP「パンパカパンツ」のTV放送開始
平成21年1月	モバイルサイト先行配信コンテンツ、オリジナルIP「京浜家族」が携帯電話3キャリアで配信開始
平成21年4月	クールジャパン（※4）コンテンツ「KIRA KIRA JAPON」がフランスにてTV放送開始
平成21年8月	オリジナルIP「RUN BEAR RUN」のTV放送開始
平成22年2月	オリジナルIP「ピチ高野球部」のTV放送開始
平成22年3月	オリジナルIP「へんしん！！じゃがポテ仮面」「バッカルコーン」「ぬいぐるみのラパン」のTV放送開始
平成22年8月	オリジナルIP「プットとべ！ブーデル」のTV放送開始
平成22年10月	オリジナルIP「たまこちゃんとコックボー」「貝がらブラッコ」のTV放送開始
平成23年5月	オリジナルIP「ごはんかいじゅうパップ」のTV放送開始
平成23年6月	オリジナルIP「かよえ！チュー学」のTV放送開始
平成24年6月	本社を東京都千代田区麹町三丁目3番地4に移転
平成24年7月	アジア市場向けにファスト・エンタテインメント事業を行うため、台湾台北に年代網際事業股份有限公司（ERA）と合弁会社夢饗年代股份有限公司（DLE-ERA）を設立（持分法非適用の関連会社）
平成24年11月	北米市場向けにファスト・エンタテインメント事業を行うため、米国サンノゼに子会社DLE America, Inc. を設立（持分法非適用の非連結子会社）
平成25年3月	「へんしん！！じゃがポテ仮面」がタイでTV放送開始

年月	概要
平成25年 4 月	「パンパカパンツ」が台湾でTV放送開始 台湾発オリジナルIP「ペペンギン」が台湾・日本でTV放送開始 オリジナルIPを同一番組内で多数創造する「鷹の爪団の楽しいテレビ」のTV放送開始
平成25年 5 月	中国発オリジナルIP「Sinbad」が中国本土で劇場公開 オリジナルIP「バカ・ミゼラブル」のWeb配信開始
平成25年 6 月	他社IP・リプロデュースの「ガラスの仮面ですが THE MOVIE」が全国劇場公開
平成25年 7 月	オリジナルIP「にゅるにゅる!!KAKUSENくん」、「Go!Go!家電男子」のTV放送開始
平成25年 9 月	台湾発オリジナルIP「ラビトル」が台湾でTV放送開始 オリジナルIP「ぴったらず」が新宿バルト9等の全国5劇場でマナームービーの上映開始
平成25年10月	タイ発オリジナルIP「いろつくま」が日本で先行TV放送開始
平成26年 1 月	オリジナルIP「おにくだいすき!ゼウシくん」のTV放送開始

(※1) ハリウッド・メジャー：自社の映画の資金調達・製作・配給をするとともに、ハリウッド・メジャー以外で製作された映画の資金調達・配給も行う総合映画企業（ユニバーサル・スタジオズ、パラマウント・ピクチャーズ、ワーナーブラザーズ、ソニーピクチャーズエンターテインメント、ウォルト・ディズニ、20世紀フォックス）。

(※2) Flash：Adobe System Inc. が提供している、ゲーム、アニメーションなどの制作ソフト。容量が小さく、拡大・縮小しても劣化せず解像度による制約が少なく、メディアやデバイスごとのデータ形式の変換が不要となり、迅速なマルチメディア展開を可能とする特徴がある。また少数の画面や部品を組み合わせで制作することで、制作コストを低減し、制作期間を短縮できるという特徴を持つ。

(※3) オリジナルIP：当社又は当社が出資する製作委員会が原著著作権者として新規に開発したIP

(※4) クールジャパン：日本の文化面でのソフト領域が国際的に評価されている現象や、それらのコンテンツそのもの。具体的には、日本における近代文化、ゲーム・漫画・アニメや、J-POP・アイドルなどのポップカルチャーを指す場合が多い。さらに、自動車・オートバイ・電気機器などの日本製品、現代の食文化・ファッション・現代アート・建築などを指す。また、日本の武士道に由来する武道、伝統的な日本料理・茶道・華道・日本舞踊など、日本に関するあらゆる事物が対象となりうる。

3 【事業の内容】

当社及び当社の関係会社（子会社1社と関連会社1社により構成）は、IP（※1）の新規開発からソーシャル・キャラクター（※2）を活用したマーケティング・サービス、スマートフォンアプリ等の企画開発等、映像コンテンツの企画製作及びメディア展開プランの策定・実行までを統合的に手掛けるファスト・エンタテインメント事業を展開しております。

1. ファスト・エンタテインメント事業について

インターネット時代・ソーシャルメディア時代には「いつでも、どこでも、すぐに」楽しめる「手軽なエンタテインメント」が求められており、当社が展開するファスト・エンタテインメント事業は、ファスト・フードやファスト・ファッションのように手軽なエンタテインメントを提供するものです。具体的には、「スキマ時間に楽しめ、容易に共有できるショート・コンテンツを、短納期かつ低コストで」提供しております。

同事業は売上形態に応じて、ソーシャル・コミュニケーション及びIPクリエイションの2つの領域により構成されております。

(1) ソーシャル・コミュニケーション領域

当領域では、既存IPの活用、IPの新規開発又は第三者が有するIPの使用許諾を得て、主にソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービス及びデジタルコンテンツの企画開発等を行っております。

① ソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービス

顧客の扱う商品やサービスの紹介、マナーの啓蒙及び観光誘致等の地域活性化のため、キャラクターのソーシャルな特徴（※2参照）を活かして口コミ等により伝播していく広告・マーケティングプラン等の企画提案及びテレビコマーシャルやインターネット動画広告等のデジタルコンテンツ制作等を提供し、主に広告・マーケティング収入等を得ております。

② デジタルコンテンツの企画開発

キャラクターのソーシャルな特徴を活かしたスマートフォンアプリ、SNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）向けのゲーム・スタンプ等を企画開発・提供し、主に課金収入・ライセンス収入を得ております。

③ その他

映画興行による配給収入、製作委員会（※3）からの分配金収入及びライセンシーからのライセンス料等による権利収入並びにグッズ販売による小売収入を得ております。

(2) IPクリエイション領域

当領域では、IPの映像コンテンツ（アニメーション、スマートフォンアプリ等のデジタルコンテンツ）の企画開発・制作、及び制作後の総合的な展開（テレビ・ウェブ・映画等のメディア展開、グッズ・ゲーム化、イベント運営及び海外展開等）のプランの策定及び実行等により、主に制作収入及び当該IPのプロモーション収入を得ております。

企画開発・制作の対象となるIPは、当社が開発したオリジナルIPが中心ですが、他社が保有す

るIPのリプロデュース（※4）も一部対象としております。

2. ファスト・エンタテインメント事業の特徴

当社は、「スキマ時間に楽しみ、容易に共有できるショート・コンテンツを、短納期かつ低コストで」提供するために、IPの新規開発から多様な流通・販売までを統合的に手掛けており、下記の特徴をもつビジネスモデルを構築しております。

なお、国際展開においても、同ビジネスモデルの現地展開を推進しております。

(1) IPの短納期かつ低コストでの量産とプロデュース

「Flash」等のデジタル制作技術を活用した、独自の演出手法を開発して、コンテンツ制作工程の効率化を実現し、IPを短納期かつ低コストで大量に生産することを可能としております。これにより、IPを多面的に展開するようなプロデュースが可能となります。具体的には、時事ネタのような迅速性が要求される話題を題材としたコンテンツの提供（コンテンツの企画提案及び制作）が可能となり、また、増加するメディア、チャンネル数及び動画広告等ごとのオリジナルコンテンツの提供を可能としております。

(2) IPの著作権を保有することによる、迅速かつ柔軟な事業展開

自社又は共同でIPを保有することで、権利許諾や調整コストを削減でき、また市場ニーズへの迅速かつ柔軟に対応ができるため、話題性の高いプロモーションプラン等の主体的な策定や実行を可能としております。

なお、キャラクター等のIPの新規開発にあたっては、当社は主に製作委員会を活用しており、当社が関与するケースでは、製作委員会への出資者を限定し、当社を含む少数で共同の著作権者（IPオーナー）となるように努めております。

(3) IPを小さく生んで大きく育てる事業展開（展開エリアの順次拡大）

地方テレビ局等の特定メディアとの共同事業では、当初は限定された地域・メディアで展開を開始し、IPの露出を増やすことで高めた認知度を踏まえて、展開する地域・メディアを拡大させる戦略をとっております。

当社は短納期かつ低コストで大量のIPを生産することが可能であるため、限定された地域・メディアにもIPを提供することが可能となり、また、複数のIPを提供した上で視聴者の評判の良かったIPのみを選抜して展開する戦略も可能となります。さらに、共同事業であること及び当初展開エリアが小さいことから、当社の費用負担を抑制しながら、多数のIPの事業展開が可能となります。

上記の実績事例は次の通りです。

①秘密結社 鷹の爪

当社オリジナルIPである「秘密結社 鷹の爪」は、コンテンツの量産・多面展開により露出の相乗効果を高めることで、IP価値の向上（認知度の向上）を図っております。

具体的には、①企業や自治体向けのソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービス、②アプリやスタンプ等のデジタルコンテンツの企画開発、③グッズ販売やイベント開催、④テレビ放映・劇場公開等、多面的に展開しております。

②パンパカパンツ

当社オリジナルIPである「パンパカパンツ」は、IPの展開エリアを順次拡大させ、IP価値の向上（認知度の向上）を図っております。静岡県内の放送局（特定エリアのメディア）との共同事業により新規開発し、当初はメディアパートナーの得意とするエリア内でソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービス、デジタルコンテンツ等の提供に注力しておりました。

その後、岩手・山形・熊本、全国展開（国内マス・マーケットへの展開）へと展開エリアを順次拡大し、現在はグローバル・マーケットまで拡大しております。

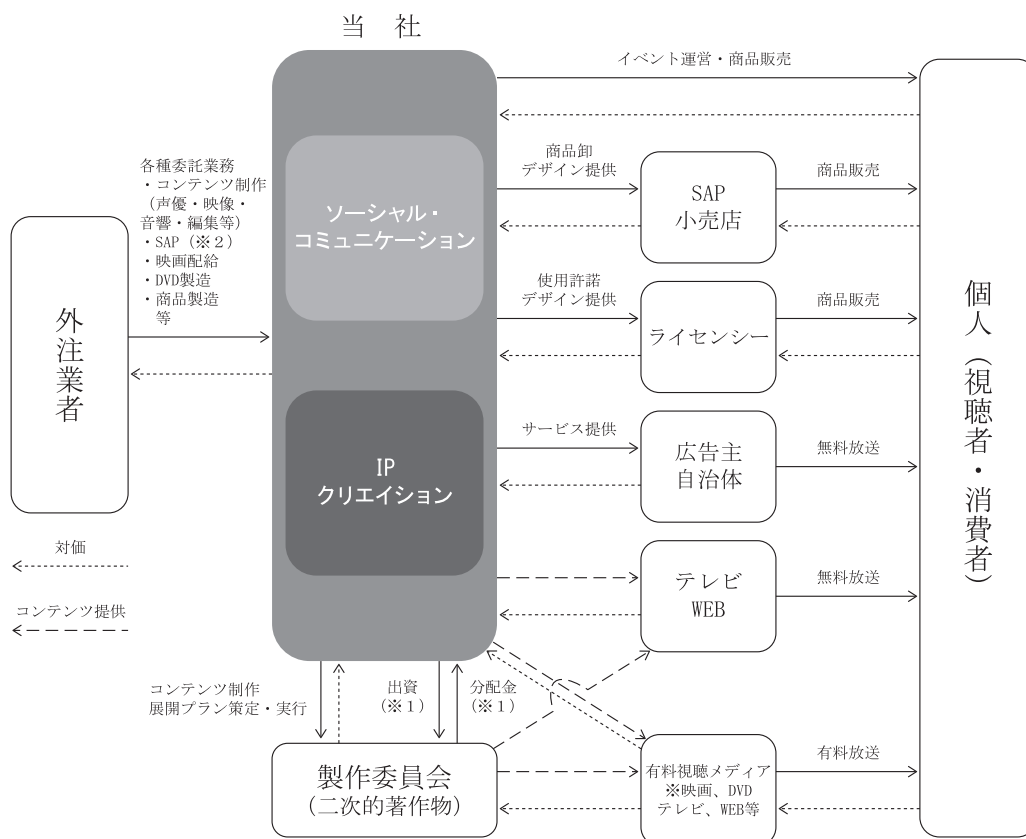
- (※1) IP：Intellectual Propertyの略称。著作権等の知的財産。原著作権（例：コミック、小説）を指し、二次的著作権にまで及ぶ。二次的著作権とは、原著作権を利用して開発された二次的著作物にかかる著作権（例：アニメ、ドラマ、映画）。
- (※2) ソーシャル・キャラクター：当社が提唱する概念であり、主にブログやSNS等のソーシャルメディアを含む、あらゆるメディアでのコミュニケーションを促進させるような特徴を持つキャラクターのこと。例えば、「世代を選ばない広い認知度」「共有したくなる高い好感度」「話題を限定しないキャラクター設定」「ロコミ等により広がりやすい話題の提供」「ユーザーと双方向に会話する機能」等の特徴が挙げられる。
- (※3) 製作委員会：アニメーションや映画の製作資金を効率的に調達すること等を目的に組成される民法上の任意組合。原則として、出資割合によって共同で製作した（原著作権者から許諾された二次的著作物の範囲内での）著作権を保有する。なお、当社は製作委員会に対する出資金を「投資その他の資産」に計上し、合理的に見積もられた方法で償却を実施している。
- (※4) リプロデュース：第三者が有するIPの使用許諾を得て、原作のオリジナルの世界観をアレンジした二次的著作物（アニメーション、デジタルコンテンツ等）の制作及びメディア展開等のプラン策定・実行等。

主なオリジナルIP一覧

主な展開地域	IP保有形態	主要なIP
日本	当社単独	秘密結社 鷹の爪、古墳ギャルのコフィー、電腦戦士 土管くん、菅井君と家族石、京浜家族、蛙男劇場、ごはんかいじゅうパップ、GO!GO!家電男子他
	共同保有	パンパカパンツ、RUN BEAR RUN、ピチ高野球部、へんしん!!じゃがポテ仮面、燃えろ!バッカルコーン、ぬいぐるみのラパン、モリのパンビーノ、ブッとべ!ブーデル、たまこちゃんとコックボー、貝がらブラッコ、かよえ!チュー学、バカ・ミゼラブル、にゆるにゆる!!KAKUSENくん、びったらず、おにくだいすき!ゼウシくん他
台湾	共同保有	ペペンギン、ラビトル
タイ	共同保有	いろつくま、CHICKEN BREAK

当社の事業の系統図は次のとおりであります。

〔事業系統図〕



(※1) 著作権の使用許諾及び原作使用料の支払いを含みます。

なお、共同IPの場合、共同IP製作委員会が製作委員会 (二次的著作物) に使用許諾します。

(※2) SAP (Social Application Provider)

4 【関係会社の状況】

当社は子会社を1社（DLE America, Inc.）有しておりますが持分法非適用の非連結子会社であり、また関連会社を1社（夢響年代股份有限公司（DLE-ERA））有しておりますが持分法を適用しておらず、該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

（1）提出会社の状況

平成26年1月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
52	33.5	2.8	4,261

- （注） 1. 従業員数は就業人員であります。なお臨時従業員数は従業員の総数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員数が最近1年間に於いて、7名増加しておりますが、主として業務拡大のため人員採用を積極的に行ったためであります。
4. 当社の事業セグメントは、ファスト・エンタテインメント事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。

（2）労働組合の状況

当社には労働組合はありませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第12期事業年度（自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日）

当事業年度におけるわが国経済は、復興需要関連を背景に緩やかな回復傾向が見られましたが、欧米の財政・債務問題や新興国の成長鈍化等、海外経済の減速懸念もあります。一方、年明けにかけてデフレ脱却を中心とした政府の経済再生に向けた積極的なアナウンスとそれに伴う為替相場の円安・株高方向への変動などにより、一部に明るい兆しも見られる状況にあります。

当社の事業の中心であるコンテンツビジネス業界を取り巻く事業環境におきましては、マスメディアの視聴率・広告収入・番組制作費の低下が依然続いているものの、スマートフォン・パソコン・テレビ・ゲーム機等への映像配信サービス、動画投稿・共有サイトやソーシャルメディアといった新たなメディアの興隆、マルチメディア化とユーザーの視聴習慣の多様化、コンテンツ流通のボーダレス化、日本政府の「クールジャパン戦略」を始めとした各国政府によるコンテンツ産業への振興競争が図られる等、コンテンツビジネスの成長機会が見込まれる分野が多数存在します。

特に、今後も拡大することが予想されるデジタルコンテンツ市場では、スマートフォン等のスマートデバイスの急速な普及により、インターネット接触時間が急伸し、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の利用者も急拡大しており、インターネット広告、ソーシャルゲーム・アプリを始めとした市場規模が引き続き拡大すると予想されております。

こうした中、当社は、マルチメディアに展開し、「手軽なエンタテインメント」を提供するファスト・エンタテインメントの需要の高まりを受け、事業展開を積極的に進めました。

国内事業においては、拡大する需要に対応できるようマルチメディア・プロデュース及びデジタルコンテンツ制作の機能強化を推進いたしました。具体的には、全国放送化により認知度が急伸している「秘密結社 鷹の爪」を始めとした、オリジナルIPの放送エリアの拡大、ライセンス領域の拡大、流通チャネルの拡大、ナショナルクライアント（※1）によるソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービスの拡大を図りました。また多数のオリジナルIPの中で、先行してマス・マーケットIPへ成長した「パンパカパンツ」はデジタルコンテンツ（アプリやスタンプ等）で、高い実績を出したことで、国際展開への足掛かりを得ることができました。「Go!Go!家電男子」「にゅるにゅる!!KAKUSENくん」といった新規IP開発や他社IPへの出資参加も積極的に取り組みました。

海外事業においては、中国で新規IPを劇場公開しました。台湾では合弁会社夢饗年代股份有限公司（DLE-ERA）の設立により新規の共同IP開発および当社既存IPの露出を実現し、現地でのファスト・エンタテインメント事業の展開を推進しました。

以上の結果、当事業年度における売上高は942,851千円（前期比24.3%増）、経常利益は72,655千円（前期は、89,579千円の経常損失）、当期純利益は66,274千円（前期は、91,853千円の当期純損失）となりました。

なお、当社は、ファスト・エンタテインメント事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

(※１) ナショナルクライアント：製品を全国的に販売するナショナルブランドを持ち、広告や販売促進などのマーケティング活動を積極的に展開する広告依頼主。

第13期第２四半期累計期間（自 平成25年７月１日 至 平成25年12月31日）

当第２四半期累計期間におけるわが国経済は、政府の経済・金融政策などを背景に円安・株高が進行し、企業収益の改善や個人消費動向も改善するなど景気回復に向けた動きがあり、明るい兆しも見られる状況にあります。一方では欧州債務問題等による景気回復に向けた期待が高まりつつあります。

当社の事業の中心であるコンテンツビジネス業界を取り巻く事業環境におきましては、引き続きスマートフォンの急速な普及により、日常的にインターネットに接触する機会が増加し、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の利用者も急拡大しており、国内市場規模が引き続き拡大すると予想されております。既存メディアのテレビ視聴率・広告収入・番組制作費の低下が依然続いているものの、スマートフォン・パソコン・テレビ・ゲーム機等への映像配信サービスやSNSのような新たなメディアの拡大、それに伴う市場のボーダレス化、政府によるコンテンツ支援策が図られる等、コンテンツビジネスの成長機会が見込まれる分野が多数存在します。その中でもコストパフォーマンスが高く、マルチメディアへの展開が容易であるファスト・エンタテインメントの需要が高まっており、事業展開を積極的に進めました。具体的には、国内事業においては、拡大する需要に対応できるようコンテンツ制作機能の強化、全国放送及び劇場公開により認知度が向上している「秘密結社 鷹の爪」に関連して、「島根自虐カレンダー」等の周辺グッズ販売の拡大、デジタルコンテンツ等のライセンスの拡大及びナショナルクライアントによるソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービスの拡大を実現することに至りました。また認知度が向上してきている地域キャラクターのさらなるプロデュースを進め、全国放送が実現している「パンパカパンツ」の国際展開及びデジタルコンテンツ等のライセンスの拡大を実現いたしました。海外事業においては、台湾の合弁会社夢饗年代股份有限公司（DLE-ERA）での新規オリジナルIPの開発及び既存オリジナルIPの台湾での放送を実現し、ファスト・エンタテインメント事業の海外展開を推進いたしました。

以上の結果、当第２四半期累計期間における売上高は971,545千円、経常利益は186,157千円、四半期純利益は249,286千円となっております。

なお、当社は、ファスト・エンタテインメント事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

(2) キャッシュ・フローの状況

第12期事業年度（自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ99,795千円増加し、246,239千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動の結果得られた資金は、132,959千円（前事業年度は、192,863千円の使用）となりました。これは主に税引前当期純利益72,655千円及び仕入債務の増加47,539千円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動の結果得られた資金は、9,248千円（前事業年度は46,722千円の使用）となりました。これは主に定期預金の払戻による収入30,228千円及び関係会社株式の取得による支出20,702千円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動の結果使用した資金は、54,024千円（前事業年度は117,071千円の獲得）となりました。これは主に長期借入れによる収入119,400千円、長期借入金の返済による支出143,424千円及び短期借入金の純減額30,000千円によるものであります。

第13期第2四半期累計期間（自 平成25年7月1日 至 平成25年12月31日）

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ49,689千円減少し、196,549千円となりました。当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間において営業活動の結果得られた資金は、20,627千円となりました。これは主に税引前四半期純利益186,157千円、売上債権の増加210,479千円及び出資金の減少102,485千円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間において投資活動の結果使用した資金は、3,552千円となりました。これは主に敷金及び保証金の差入による支出2,901千円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間において財務活動の結果使用した資金は、69,528千円となりました。これは主に長期借入れによる収入145,000千円、長期借入金の返済による支出256,425千円及び短期借入金の純増額30,000千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、ファスト・エンタテインメント事業を主たる事業として行っており、生産に該当する事項はありません。

(2) 受注状況

第12期事業年度及び第13期第2四半期累計期間における受注状況は、次のとおりであります。

区分	第12期事業年度 (自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)				第13期第2四半期累計期間 (自 平成25年7月1日 至 平成25年12月31日)	
	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)	受注高 (千円)	受注残高 (千円)
ソーシャル・コミュニケーション	361,987	141.7	68,598	254.2	351,729	184,805
IPクリエイション	804,271	216.6	545,957	343.3	329,852	317,501
合計	1,166,258	186.1	614,556	330.4	681,581	502,307

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社の事業セグメントは、ファスト・エンタテインメント事業の単一セグメントであるため、売上区分別に記載しております。
3. ソーシャル・コミュニケーションの受注高及び受注残高は、主に広告・マーケティング収入に係るものであります。

(3) 販売実績

第12期事業年度及び第13期第2四半期累計期間における販売実績は、次のとおりであります。

区分	第12期事業年度 (自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)	前年同期比 (%)	第13期第2四半期累計期間 (自 平成25年7月1日 至 平成25年12月31日)
ソーシャル・コミュニケーション (千円)	525,520	138.3	413,236
IPクリエイション (千円)	417,330	110.2	558,308
合計 (千円)	942,851	124.3	971,545

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社の事業セグメントは、ファスト・エンタテインメント事業の単一セグメントであるため、売上区分別に記載しております。
3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第11期事業年度 (自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日)		第12期事業年度 (自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)		第13期第2四半期累計期間 (自 平成25年7月1日 至 平成25年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
秘密結社 鷹の爪NJ製作委員会	106,425	14.0	-	-	-	-
㈱ゴンゾ	-	-	-	-	110,406	11.4

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

現在、世界的なブロードバンド網の進歩と拡張、スマートフォン、タブレットPCなどのスマートデバイスの革新と普及、ソーシャルメディア、動画配信・投稿サイトなどの新たな成長メディアの興隆等により、視聴環境が劇的に変化しております。そして、スマートデバイスの普及により、いつでもどこでもメディアを利用することができるようになり、ユーザーのライフスタイルの変化がもたらされました。

このようなユーザーの視聴環境とライフスタイルの変化は、膨大な量のデジタルコンテンツのニーズを生み出しております。

こうした環境の中、コンテンツビジネスを成立・発展させるためには、戦略的なIP開発及び迅速かつ柔軟なIPプロデュースによる、新たな収益機会の開発が重要と当社は考えております。

具体的には、IPを保有していること、デジタルコンテンツを迅速かつ大量に開発できること、新規性・話題性ある企画力によりIP価値の向上を図ることが求められる環境と認識しております。

(1) IPの保有

近年のデジタル化とマルチメディア化の中においては、新しいメディアやSNS等新しいサービスの栄枯盛衰が激しく、旬のメディアやサービスに柔軟かつ迅速にキャラクタービジネスを展開することが必要となってきております。そのため、当社では迅速な意思決定を担保するために、IPを保有することが重要と考えております。

当社では、製作委員会を用いた新規IPの開発に際して、当社又は製作委員会がIPを保有すること及び製作委員会に対する出資者数を限定することに留意しており、柔軟な意思決定ができるよう努める方針です。

(2) 新規IPの量産とプロデュース

当社は、マルチメディア化とユーザー嗜好の細分化によって、単一IPをマスメディア放送によってプロデュースする手法は費用対効果が低下してきていると考えており、新規IPのプロデュースに関して、まず地方局、インターネット放送局、ウェブメディア、SNS等の特定メディアが持つコミュニティへのアプローチが重要と考えております。

当社は、メディアネットワークと短納期・低コストの制作システムの強みを活かし、新規IPを量産し多数のコミュニティへの同時多発的な事業展開を行ってまいります。

(3) 新しいキャラクタービジネスの開発

マルチメディアにプロモーションを展開したい広告主のニーズが拡大する中、当社では、ソーシャル・キャラクターを活用し、わかりやすく商品・サービスの紹介・マナー啓蒙を行えること、並びに話題性を喚起する時事ネタやクライアントの要望に対応する適時性や柔軟性に富んだサービスの企画提案を行えることを強みとしています。

また、コンテンツのデジタル化とメディア構造の変化により、IPのライセンシー先が多様化してきております。ぬいぐるみやステーションナリー等のリアル商品のライセンシーに加え、SNSやスマートフォンでのゲーム、スタンプ、ガジェット等のデジタル商品のライセンシーが急増しております。デジタル商品の開発サイクルは、インターネット業界のビジネスサイクルに準じ、大幅に短納期化されています。

当社は、今後も引き続き、IPオーナーとして新しいビジネス領域への迅速な展開力と、内製化した制作システムによる大量かつスピード感ある制作力、そして様々なメディアやデバイスへの展開力を活かし、迅速かつ魅力的なソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービス及び商品展開を図

っていく方針です。

(4) 人材登用と能力開発

当社は、現時点においては小規模組織ではありますが、今後想定される事業拡大、新規事業及びグローバル展開に伴い、継続的に人材の確保が必要であると考えております。また人材の確保とともに、当社の経営理念、ビジネスモデルに適した人材の育成及びスピード感あるグローバル展開に対応できる異文化コミュニケーション能力の向上が重要と考えております。当社は、必要な人材の確保に努めるとともに、今後も引き続き、教育制度の整備や海外パートナーとの人材交流等を進めて人材の能力開発を図る方針です。

(5) 海外戦略

当社は、ファスト・エンタテインメント事業の海外展開を強化しており、人口増加とともにエンタテインメントニーズの急激な拡大が期待できるアジア市場の戦略拠点として、平成24年7月に台湾に合弁会社（持分法非適用関連会社）を設立しました。

アジア諸国ではコンテンツ産業を国家的な戦略分野と位置づけて、ソフト・パワーの強化を推進しており、その市場規模は急激に拡大を続けています。一方、従来型の海外進出手法である人気作品の輸出（番組販売等）は現地放送コードに抵触しないための改変作業やファンサブサイト（※1）の存在から、迅速な事業展開や商業化が困難となっております。そのため、当社は事業の現地展開を推進しております。

現在、台湾メディアコングロマリッドとの合弁会社の設立、タイでのIP買収及びアプリ制作会社との共同事業、中国コンテンツプロデュース会社との共同事業等、現地パートナーと共同でファスト・エンタテインメント事業を推進しております。

また、世界的にデジタルコンテンツの視聴環境が変化する中、日本で先行する手軽にコンテンツを楽しむライフスタイルの提案とソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービスの提供により、全世代をターゲットとするファスト・エンタテインメント事業を展開するため平成24年11月に北米子会社（持分法非適用の非連結子会社）を設立いたしました。

当社は、引き続き、マルチメディア時代に適応した製作委員会を多数組成した経験をもとに、各国の有力パートナーとアライアンスを組み、ファスト・エンタテインメント事業の国際展開を積極的に推進させる方針です。

（※1）ファンサブサイト：ファン（愛好家）がテレビ番組を録画し、放送直後からサブタイトル（字幕）を付け、字幕付き映像ファイルを流通させているインターネットサイト。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましても、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生する可能性のあるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境に関するリスク

①景気変動について

マーケティング・サービスの業績は、他の広告会社と同様に、市場変化や景気の影響を受けやすい傾向があります。その中で、当社が提供するソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービスにおいて、ソーシャルメディア広告を含むインターネット広告市場については堅調に推移すると予想しておりますが、当社の想定通りに市場規模が推移しない場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

ライセンスサービスの業績は、キャラクターグッズ等が、ユーザーにとって日常生活において必ずしも必要不可欠な商品ではないため景気動向により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

②競合環境について

当社は映像制作の制作ツールとして主にFlashを採用しております。Flashを採用した映像コンテンツは、容量が小さく、拡大・縮小しても劣化せず解像度による制約が少ないなどの特徴があるため、多様なメディアやデバイスごとのデータ形式の変換が不要となります。このため、当社が制作する映像コンテンツの多くは、様々なメディアやデバイスに低コストで同時に展開することを可能としております。

また、当社ではFlashを活用して映像の動きによる表現を意図的に制限する一方で、ストーリーやアイディアによりコンテンツの価値を高める制作手法を開発しております。このため、当社では、コンテンツのストーリー性やアイディアに関するクオリティを担保するブランド力のさらなる向上を図っております。

また、Flash作品の商業化を維持・発展させるために大量の作品を安定供給する制作システムの最適化、及びIPを成長させるための様々なメディアやデバイスへの展開のさらなる進化を図っております。

しかし、Flashは2Dや3Dなど他の制作手法と比べるとデジタル技術を駆使することでデータの複製等が容易で、圧倒的に安価であり、一般的な性能のPCでも動作することから、制作環境を整えるのは比較的容易であるため、当社を上回る、ブランド力と安定供給能力及びIP成長のためのプロデュース能力と資金力を備えた新規参入企業が現れた場合、競争激化により、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

③技術革新について

当社は、適時に多様なコンテンツを手軽に視聴したい市場ニーズに、迅速で柔軟に対応できる制作システムを構築しており、現在はFlashを主な映像制作のための制作ツールとして採用しております。他方、新たな制作ツールを採用した表現手法の多様化も進めており、さらなる付加価値の追求も図っております。しかし、制作ツールの技術革新が当社の予想を超えて進行した場合、当社が新しい制作

ツールにスムーズに移管できなかった場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(2) 当社事業に関するリスク

①IPの成長について

当社はクオリティの高い新規IPを開発するよう努めておりますが、新規IPの全てがユーザー等の嗜好に合致するとは限らず、当初計画していた通りに進捗しない可能性があります。当社では継続的に新規IPを開発することでIPポートフォリオを構築してリスクの軽減を図っておりますが、多数のIPの成長が計画通りに進捗しない場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

②自社IPの侵害について

当社は単独及び共同で保有するIPをもとにビジネスをグローバルに展開しており、IPの認知度と著作権保護水準のバランスによってIP戦略を柔軟に選択しております。しかし、IPの認知度が当該国の著作権保護水準を大幅に上回った場合、海賊版や模倣品、違法配信等の権利侵害によって生じる機会損失がプロモーションコストを超過する可能性があります。個別に適切な対応を図る方針ではありますが、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③第三者の保有するIPの侵害について

当社は第三者の保有するIPに関して、これを侵害することのないよう留意し、制作・開発を行っております。しかしながら、当社の事業分野におけるIPの現況を全て把握することは非常に困難であり、当社が把握できていないところで第三者の保有するIPを侵害している可能性は否定できません。万一、当社が第三者の保有するIPを侵害した場合には、当該第三者より損害賠償請求又は使用差止請求等の訴えを起こされる可能性があります。こうした場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④特定IPへの依存

当社では、「秘密結社 鷹の爪」の売上高の総売上高に占める割合が56.5%（平成25年6月期）と、比較的高くなっております。

当社は新規IPの開発とプロデュースを行い、「秘密結社 鷹の爪」への収益依存度を低下させるよう努めておりますが、「秘密結社 鷹の爪」の収益が想定していた計画値より大きくかい離した場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤新規事業

当社は、事業規模の拡大と収益源の多様化を進めるため、今後も、積極的に新サービスないし新規事業に取り組んでいく考えであります。これにより追加的な支出が発生し、利益率が低下する可能性があります。また、予測とは異なる状況が発生する等により新サービス、新規事業の展開が計画どおりに進まない場合、投資が回収できず、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥グローバル展開について

当社は、世界的なスマートデバイスの普及、ブロードバンド網の発達及び成長メディアの興隆に合わせてグローバル展開を進めております。その中で各国の市場ニーズや嗜好の変化などの不確実性や、景気変動、政治的・社会的混乱、法規制等の変更、大幅な為替の変動などの潜在的なリスクが存在しており、それらのリスクに対処できない場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦業務・資本提携・合併等について

当社では、業務・資本提携、合併等を通じた事業拡大に取り組んでおります。当社と提携先・合併先の持つ経営資源を融合することで、大きなシナジー効果を発揮することを目指しておりますが、当初見込んだ効果が計画通り発揮されない場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

なお、当社の関係会社である夢饗年代股份有限公司（DLE-ERA）（株式の当社保有比率は40.0% 持分法非適用）は、台湾及び中国本土を事業領域とするメディアコングロマリッドである年代網際事業股份有限公司（ERA）との合併会社として設立され、主に台湾・中国本土において当社のファスト・エンタテインメント事業を展開しております。

当社と年代網際事業股份有限公司（ERA）は良好な関係を構築しており、現時点において当該会社との関係に支障は生じていないものの、当該会社の議決権の過半数を年代網際事業股份有限公司（ERA）が保有していることから、当社の意向に反する判断がなされる、あるいは迅速な判断や対応が行えない可能性があります。また、年代網際事業股份有限公司（ERA）の方針変更等により、合併契約が解消又は修正された場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

⑧IP買収について

IPポートフォリオの成長を加速する有効な手段として、他社の保有するIPの買収を有効に活用していく方針です。IPの買収に当たっては、リスクを吟味した上で決定していますが、当初見込んだ効果が計画通り発揮されない場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

⑨取引慣行等について

広告業界においては、知的財産権に関する事項を除き、取引の柔軟性や機動性を重視する取引慣行から、契約書の取り交しや発注書等の発行が行われないことが一般的であります。現在大手広告代理店等を中心に取引慣行の改善や取引の明確化が進められており、当社も取引先との間で事前に文書を取り交すように努め、取引の明確化を図っております。しかし上記のような取引慣行の理由から不測の事故又は紛争が生じた場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(3) 当社事業体制に関するリスク

①小規模組織であること

当社の組織体制は、小規模であり、業務執行体制もそれに応じたものになっております。当社は、今後の事業展開に応じて、採用・能力開発等によって業務執行体制の充実を図っていく方針ですが、人材の確保や能力開発が計画通りに進まない等の場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、当社は、今後の事業拡大に対応するためには、内部管理体制について一層の充実を図る必要があると認識しております。しかしながら、事業規模に適した内部管理体制の構築に遅れが生じた場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

②少数の事業推進者への依存について

当社は小規模組織であるため、事業戦略の推進は各部門の責任者に強く依存する傾向があります。当社は、今後も優秀な人材の確保及び教育に努めてまいります。しかしながら、人材の確保及び教育が想定通りに進まない場合あるいは人材の流出が生じた場合には、当社の事業戦略の推進に支障をきたす可能性があります。

具体的には、代表取締役椎木隆太は、当社全体の経営方針や経営戦略の策定をはじめ、業界内外・国内外に持つ幅広い人脈によるアライアンスパートナーとの関係構築、新規事業の推進など、当社の事業活動上重要な役割を果たしております。また、取締役小野亮は、当社の主力IPである「秘密結社鷹の爪」の監督であるほか、エンタテインメント事業本部長として当社のIP全般に関する品質管理に重要な役割を果たしております。

当社では、これら少数の事業推進者に依存しない組織的な経営体制の構築を進めておりますが、何らかの事情により当該推進者が業務を継続することが困難になった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) その他のリスク

①配当政策について

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けており、将来の企業成長と経営基盤の強化のための内部留保を確保しつつ、株主に継続的に配当を行うことを基本方針としております。

しかしながら、当社は成長過程にあり、株主への長期的な利益還元のためには、財務体質の強化と事業拡大のための投資等が当面の優先事項と捉え、現在、配当は実施しておりません。現時点において、配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

②資金調達の使途について

今回計画している公募増資による資金調達の使途につきましては、IP投資及び関連費用、人材の採用及び教育費用、海外展開の強化のための資金として充当する方針であります。

しかしながら、急速に変化する経営環境に対応するため、現時点における計画以外の使途に充当する可能性があります。また、当初の計画に沿って資金を使用した場合においても想定通りの投資効果を上げられない可能性もあります。

③新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、取締役、従業員及び取引先に対するインセンティブを目的として、新株予約権（以下、「ストック・オプション」という。）を付与しております。これらのストック・オプションが権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。本書提出日現在これらのストック・オプションによる潜在株式数は942,800株であり、発行済株式総数4,391,000株の21.5%に相当しております。

④税務上の繰越欠損金について

当社では、税務上の繰越欠損金が存在しております。税務上認められる期限までに繰越欠損金が解消されず、繰越欠損金による課税所得の控除が受けられない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。なお、この財務諸表の作成には、資産・負債及び収益・費用に影響を与える見積りを必要とする箇所がございます。これらの見積りにつきましては、経営者が過去の実績や取引状況を勘案し、会計基準の範囲内でかつ合理的に判断しておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果と異なる可能性があることにご留意下さい。

(2) 財政状態の分析

第12期事業年度（自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日）

(資産)

当事業年度末における総資産は872,250千円となり、前事業年度末に比べ341,498千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金の増加69,567千円、売掛金の増加17,079千円、仕掛品の増加89,330千円及び出資金の増加165,951千円によるものであります。

(負債)

当事業年度末における負債合計は775,454千円となり、前事業年度末に比べ275,224千円増加いたしました。これは主に、買掛金の増加47,539千円、未払金の増加80,745千円及び前受金の増加174,681千円によるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産は96,795千円となり、前事業年度末に比べ66,274千円の増加となりました。これは、当期純利益による利益剰余金の増加66,274千円によるものであります。

第13期第2四半期累計期間（自 平成25年7月1日 至 平成25年12月31日）

(資産)

当第2四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末と比較して61,476千円増加し、933,727千円となりました。これは現金及び預金49,689千円、仕掛品76,793千円及び出資金102,485千円の減少があったものの、受取手形及び売掛金210,479千円及び繰延税金資産78,426千円の増加を主要因とするものであります。

(負債)

当第2四半期会計期間末における負債合計額は、前事業年度末と比較して199,809千円減少し、575,645千円となりました。これは短期借入金の増加30,000千円があったものの、未払金24,822千円、1年内返済予定の長期借入金61,085千円及び長期借入金50,340千円の減少を主要因とするものであります。

(純資産)

当第2四半期会計期間末における純資産は、四半期純利益249,286千円の計上及び新株発行に伴う資本金及び資本剰余金の増加12,000千円により、前事業年度末と比較して261,286千円増加し358,081千円となりました。

(3) 経営成績の分析

第12期事業年度（自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日）

(売上高)

当事業年度の売上高は942,851千円となり、前事業年度に比べ184,094千円増加いたしました。これは、継続的な全国地上波放送をはじめ、マルチメディア展開を進めた「秘密結社 鷹の爪」の認知度の拡大、他社IPのリプロデュース案件の増加、ソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービスのクライアント数の拡大及びデジタルコンテンツ（アプリ、スタンプ等）等からのライセンスの拡大等により売上が増加したためであります。

(売上原価)

当事業年度の売上原価は542,688千円となり、前事業年度に比べ52,612千円の増加となりました。これは、制作及びプロデュースに係る労務費、外注費、業務委託及び出資金償却が増加したためであります。

(販売費及び一般管理費)

当事業年度の販売費及び一般管理費は、335,362千円となり、前事業年度に比べ15,811千円の減少となりました。これは、従業員増員に伴う労務費、本社移転に伴う費用の増加があったものの、海外先行投資に係る仕掛残高の振替による販売促進費が減少したためであります。

(営業外損益)

当事業年度の営業外収益は15,390千円となり、前事業年度に比べ14,480千円の増加となりました。主な内訳は、為替差益15,307千円であります。

当事業年度の営業外費用は7,534千円となり、前事業年度に比べ459千円の減少となりました。主な内訳は、支払利息6,975千円であります。

これらの結果を受け、当事業年度の営業利益は64,799千円となり、前事業年度に比べ147,294千円の増加、経常利益は72,655千円となり、前事業年度に比べ162,234千円の増加、当期純利益は66,274千円となり、前事業年度に比べ158,128千円の増加となりました。

第13期第2四半期累計期間（自 平成25年7月1日 至 平成25年12月31日）

（売上高）

当第2四半期累計期間の売上高は971,545千円となりました。これは、「秘密結社 鷹の爪」劇場版の公開に伴う周辺グッズ販売の拡大及びデジタルコンテンツ等のライセンスの拡大、ナショナルクライアントによるソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービスの拡大、他社IPのリプロデュース案件の増加によるものです。

（売上原価及び売上総利益）

当第2四半期累計期間における売上原価は571,612千円となりました。

この結果、売上総利益は399,932千円となりました。

（営業利益）

当第2四半期累計期間の販売費及び一般管理費は210,190千円となり、営業利益は189,741千円となりました。

（営業外損益及び経常利益）

当第2四半期累計期間の営業外損益は、営業外収益が4,154千円、営業外費用が7,738千円となりました。

この結果、経常利益は186,157千円となりました。

（特別損益及び当期純利益）

当第2四半期累計期間の特別利益または特別損失の計上はありませんでした。

この結果、当第2四半期累計期間の税引前四半期純利益は186,157千円となりました。また、当第2四半期累計期間の法人税、住民税及び事業税（法人税等調整額を含む）は、△63,128千円となりました。

結果、当第2四半期累計期間の四半期純利益は249,286千円となりました。

（4）キャッシュ・フローの状況の分析

第12期事業年度（自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ99,795千円増加し、246,239千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動の結果得られた資金は、132,959千円となりました。これは主に税引前当期純利益72,655千円及び仕入債務の増加47,539千円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動の結果得られた資金は、9,248千円となりました。これは主に定期預金の払戻による収入30,228千円及び関係会社株式の取得による支出20,702千円等によるもので

あります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において財務活動の結果使用した資金は、54,024千円となりました。これは主に長期借入れによる収入119,400千円、長期借入金の返済による支出143,424千円及び短期借入金の純減額30,000千円によるものであります。

第13期第2四半期累計期間（自 平成25年7月1日 至 平成25年12月31日）

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ49,689千円減少し、196,549千円となりました。当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間において営業活動の結果得られた資金は、20,627千円となりました。これは主に税引前四半期純利益186,157千円、売上債権の増加210,479千円及び出資金の減少102,485千円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間において投資活動の結果使用した資金は、3,552千円となりました。これは主に敷金及び保証金の差入による支出2,901千円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間において財務活動の結果使用した資金は、69,528千円となりました。これは主に長期借入れによる収入145,000千円、長期借入金の返済による支出256,425千円及び短期借入金の純増額30,000千円によるものであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社は、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境に関するリスク、事業に関するリスク、事業体制に関するリスク等、様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があることを認識しております。

そのため、当社は、継続的な新規IPの開発及び成長、IPポートフォリオのグローバル化、IPマネジメントの高度化、有力パートナーとのアライアンス、優秀な人材の採用及び能力開発等により、経営成績に重要な影響を与えるリスクを分散・低減し、適切に対応を行ってまいります。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針

当社の経営陣は、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載のとおり、当社が今後の業容拡大を遂げるためには、厳しい環境の下で、様々な課題に対処して行くことが必要であると認識しております。

そのためには、当社は、エンタテインメントに求められる付加価値を、継続的に見直してまいります。そして、その新たな付加価値に対応できる最適な制作システムへの進化、新たな成長メディア、デバイス及びサービスを活用した柔軟なプロデュース、新たな収益機会の開発、積極的なグローバル展開等を行ってまいります。

(7) 経営戦略の現状と見通し

当社は、インターネットの進化とコンテンツ及びメディアのデジタル化の潮流の中、クリエイティブとビジネスをプロデュースするファスト・エンタテインメント事業に経営資源を集中し、インターネット時代に適合したエンタテインメントやコミュニケーションを創造してまいりました。

今後も新しいテクノロジーやサービス、メディアネットワーク及びデジタル領域の新技术などを積極的に統合し、価値あるIP及びデジタルコンテンツを開発し、世界中の人々へ笑顔や感動、サプライズを届けてまいります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第12期事業年度（自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日）

当事業年度の設備投資の実績は僅少であり、特に記載すべき内容はありません。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却はありません。

第13期第2四半期累計期間（自 平成25年7月1日 至 平成25年12月31日）

当第2四半期累計期間の設備投資の実績は僅少であり、特に記載すべき内容はありません。

なお、当第2四半期累計期間において重要な設備の除却、売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

平成25年6月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	合計	
本社(東京都千代田区)	本社事務所	5,348	2,431	7,780	56

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 本社事務所は賃借物件であります。年間賃借料は7,252千円であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】(平成26年1月31日現在)

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	17,560,000
計	17,560,000

(注) 平成25年12月24日開催の取締役会決議により、平成26年1月10日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は、17,480,000株増加し、17,560,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,391,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	4,391,000	—	—

(注) 1. 平成25年12月11日付で新株予約権が行使されたことにより、240株の新株式が発行されております。また、平成26年1月6日付で新株予約権が行使されたことにより、240株の新株式が発行されております。
2. 平成25年12月24日開催の取締役会決議により、平成26年1月9日を基準日として平成26年1月10日付で1株を200株に株式分割しております。これにより、株式数は、4,369,045株増加し、発行済株式総数は、4,391,000株となっております。また、同日付で単元株式制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を導入しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

①平成13年改定旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回「イ」新株予約権（平成17年8月31日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成25年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成26年1月31日)
新株予約権の数(個)	150	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	300 (注) 1、4	60,000 (注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,000 (注) 2、4	25 (注) 2、4
新株予約権の行使期間	自 平成17年8月31日 至 平成27年8月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,000 (注) 4 資本組入額 2,500 (注) 4	発行価格 25 (注) 4 資本組入額 13 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について本新株予約権の消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。
- ②本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部行使は認められないものとする。また行使の結果発行する株式数は整数でなければならない、1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとする。
- ③その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるものとする。
4. 平成18年2月8日開催の取締役会決議により、平成18年3月31日付で1株を2株に、また、平成25年12月24日開催の取締役会決議により、平成26年1月10日付で1株を200株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第1回「ロ」新株予約権（平成17年8月31日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成25年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成26年1月31日)
新株予約権の数(個)	50	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100 (注) 1、4	20,000 (注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,000 (注) 2、4	25 (注) 2、4
新株予約権の行使期間	自 平成19年8月31日 至 平成27年8月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,000 (注) 4 資本組入額 2,500 (注) 4	発行価格 25 (注) 4 資本組入額 13 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について本新株予約権の消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

②本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部行使は認められないものとする。また行使の結果発行する株式数は整数でなければならない、1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとする。

③その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるものとする。

4. 平成18年2月8日開催の取締役会決議により、平成18年3月31日付で1株を2株に、また、平成25年12月24日開催の取締役会決議により、平成26年1月10日付で1株を200株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

②会社法第236条第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第2回新株予約権（平成18年6月8日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成25年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成26年1月31日)
新株予約権の数(個)	1,199	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,199 (注) 1	239,800 (注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000 (注) 2	250 (注) 2、4
新株予約権の行使期間	平成18年6月9日 平成28年6月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	発行価格 250 (注) 4 資本組入額 125 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について会社の本新株予約権の取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

②本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部行使は認められないものとする。また行使の結果発行する株式数は整数でなければならない、1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとする。

③その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるものとする。

4. 平成25年12月24日開催の取締役会決議により、平成26年1月10日付で1株を200株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権（平成18年8月23日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成25年6月30日）	提出日の前月末現在 （平成26年1月31日）
新株予約権の数(個)	100	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100（注）1	20,000(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000（注）2	250（注）2、4
新株予約権の行使期間	平成18年8月27日 平成28年8月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	発行価格 250（注）4 資本組入額 125（注）4
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1．新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

- 2．新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3．新株予約権の行使の条件

- ①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について会社の本新株予約権の取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。
 - ②本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部行使は認められないものとする。また行使の結果発行する株式数は整数でなければならない、1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとする。
 - ③その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるものとする。
- 4．平成25年12月24日開催の取締役会決議により、平成26年1月10日付で1株を200株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第5回「イ」新株予約権（平成18年8月31日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成25年6月30日）	提出日の前月末現在 （平成26年1月31日）
新株予約権の数(個)	1,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,000（注）1	200,000（注）1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000（注）2	250（注）2、4
新株予約権の行使期間	平成18年9月1日 平成28年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	発行価格 250（注）4 資本組入額 125（注）4
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

（注）1．新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

2．新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3．新株予約権の行使の条件

①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について会社の本新株予約権の取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

②本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部行使は認められないものとする。また行使の結果発行する株式数は整数でなければならない、1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとする。

③その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるものとする。

4．平成25年12月24日開催の取締役会決議により、平成26年1月10日付で1株を200株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第5回「ロ」新株予約権（平成18年8月31日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成25年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成26年1月31日)
新株予約権の数(個)	500	20 (注) 4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500 (注) 1	4,000 (注) 1、4、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000 (注) 2	250 (注) 2、5
新株予約権の行使期間	平成20年9月1日 平成28年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	発行価格 250 (注) 5 資本組入額 125 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について会社の本新株予約権の取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。
 - ② 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部行使は認められないものとする。また行使の結果発行する株式数は整数でなければならない、1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとする。
 - ③ その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるものとする。
4. 平成25年12月11日に新株予約権240個（240株・分割前）、平成26年1月6日に新株予約権240個（240株・分割前）の行使を受け減少しております。
5. 平成25年12月24日開催の取締役会決議により、平成26年1月10日付で1株を200株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第6回新株予約権（平成18年12月5日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成25年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成26年1月31日)
新株予約権の数(個)	100	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(個)	100 (注) 1	20,000 (注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100,000 (注) 2	500 (注) 2、4
新株予約権の行使期間	平成18年12月7日 平成28年12月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100,000 資本組入額 50,000	発行価格 500 (注) 4 資本組入額 250 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について会社の本新株予約権の取得事由が発生していないことを条件とする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。
 - ② 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部行使は認められないものとする。また行使の結果発行する株式数は整数でなければならない、1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとする。
 - ③ その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるものとする。
4. 平成25年12月24日開催の取締役会決議により、平成26年1月10日付で1株を200株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第7回「イ」新株予約権（平成19年2月6日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成25年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成26年1月31日)
新株予約権の数(個)	100	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100 (注) 1	20,000 (注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100,000 (注) 2	500 (注) 2、4
新株予約権の行使期間	平成19年2月8日 平成29年2月7日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100,000 資本組入額 50,000	発行価格 500 (注) 4 資本組入額 250 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について会社の本新株予約権の取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。
 - ② 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部行使は認められないものとする。また行使の結果発行する株式数は整数でなければならない、1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとする。
 - ③ その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるものとする。
4. 平成25年12月24日開催の取締役会決議により、平成26年1月10日付で1株を200株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第7回「ロ」新株予約権（平成19年2月6日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成25年6月30日）	提出日の前月末現在 （平成26年1月31日）
新株予約権の数(個)	50	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50（注）1	10,000(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100,000（注）2	500（注）2、4
新株予約権の行使期間	平成21年2月7日 平成29年2月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100,000 資本組入額 50,000	発行価格 500（注）4 資本組入額 250（注）4
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1．新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

- 2．新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

- 3．新株予約権の行使の条件

- ①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について会社の本新株予約権の取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。
 - ②本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部行使は認められないものとする。また行使の結果発行する株式数は整数でなければならない、1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとする。
 - ③その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるものとする。
- 4．平成25年12月24日開催の取締役会決議により、平成26年1月10日付で1株を200株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第7回「ハ」新株予約権（平成19年2月6日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成25年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成26年1月31日)
新株予約権の数(個)	30	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30 (注) 1	6,000 (注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100,000 (注) 2	500 (注) 2、4
新株予約権の行使期間	平成22年2月7日 平成29年2月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100,000 資本組入額 50,000	発行価格 500 (注) 4 資本組入額 250 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について会社の本新株予約権の取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

② 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部行使は認められないものとする。また行使の結果発行する株式数は整数でなければならない、1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとする。

③ その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるものとする。

4. 平成25年12月24日開催の取締役会決議により、平成26年1月10日付で1株を200株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第8回「イ」新株予約権（平成19年4月16日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成25年6月30日）	提出日の前月末現在 （平成26年1月31日）
新株予約権の数(個)	195	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	195（注）1	39,000(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	120,000（注）2	600（注）2、4
新株予約権の行使期間	平成19年4月18日 平成29年4月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 120,000 資本組入額 60,000	発行価格 600（注）4 資本組入額 300（注）4
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1．新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

- 2．新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3．新株予約権の行使の条件

- ①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について会社の本新株予約権の取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。
 - ②本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部行使は認められないものとする。また行使の結果発行する株式数は整数でなければならない、1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとする。
 - ③その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるものとする。
- 4．平成25年12月24日開催の取締役会決議により、平成26年1月10日付で1株を200株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第8回「ロ」新株予約権（平成19年4月16日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成25年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成26年1月31日)
新株予約権の数(個)	35	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	35 (注) 1	7,000 (注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	120,000 (注) 2	600 (注) 2、4
新株予約権の行使期間	平成21年4月17日 平成29年4月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 120,000 資本組入額 60,000	発行価格 600 (注) 4 資本組入額 300 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について会社の本新株予約権の取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。
 - ② 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部行使は認められないものとする。また行使の結果発行する株式数は整数でなければならない、1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとする。
 - ③ その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるものとする。
4. 平成25年12月24日開催の取締役会決議により、平成26年1月10日付で1株を200株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第9回新株予約権（平成19年5月17日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成25年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成26年1月31日)
新株予約権の数(個)	55	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	55 (注) 1	11,000 (注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	120,000 (注) 2	600 (注) 2、4
新株予約権の行使期間	平成19年5月18日 平成29年5月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 120,000 資本組入額 60,000	発行価格 600 (注) 4 資本組入額 300 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について会社の本新株予約権の取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。
- ② 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部行使は認められないものとする。また行使の結果発行する株式数は整数でなければならない、1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとする。
- ③ その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるものとする。
4. 平成25年12月24日開催の取締役会決議により、平成26年1月10日付で1株を200株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第10回新株予約権（平成19年6月7日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成25年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成26年1月31日)
新株予約権の数(個)	20	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20 (注) 1	4,000 (注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	120,000 (注) 2	600 (注) 2、4
新株予約権の行使期間	平成21年6月8日 平成29年6月7日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 120,000 資本組入額 60,000	発行価格 600 (注) 4 資本組入額 300 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について会社の本新株予約権の取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

②本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部行使は認められないものとする。また行使の結果発行する株式数は整数でなければならない、1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとする。

③その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるものとする。

4. 平成25年12月24日開催の取締役会決議により、平成26年1月10日付で1株を200株に株式分割しており、これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第11回「イ」新株予約権（平成20年1月15日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成25年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成26年1月31日)
新株予約権の数(個)	93	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	93 (注) 1	18,600 (注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	120,000 (注) 2	600 (注) 2、4
新株予約権の行使期間	平成22年11月1日 平成29年5月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 120,000 資本組入額 60,000	発行価格 600 (注) 4 資本組入額 300 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について会社の本新株予約権の取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

②本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部行使は認められないものとする。また行使の結果発行する株式数は整数でなければならない、1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとする。

③その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるものとする。

4. 平成25年12月24日開催の取締役会決議により、平成26年1月10日付で1株を200株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第11回「ハ」新株予約権(平成20年1月15日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成25年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成26年1月31日)
新株予約権の数(個)	62	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	62(注)1	12,400(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	120,000(注)2	600(注)2、4
新株予約権の行使期間	平成20年2月1日 平成29年5月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 120,000 資本組入額 60,000	発行価格 600(注)4 資本組入額 300(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてののみ行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について本新株予約権の取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

②本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部行使は認められないものとする。また行使の結果発行する株式数は整数でなければならない、1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとする。

③その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるものとする。

4. 平成25年12月24日開催の取締役会決議により、平成26年1月10日付で1株を200株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第12回新株予約権（平成20年1月15日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成25年6月30日）	提出日の前月末現在 （平成26年1月31日）
新株予約権の数(個)	10	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10（注）1	2,000（注）1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	120,000（注）2	600（注）2、4
新株予約権の行使期間	平成22年11月1日 平成29年12月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 120,000 資本組入額 60,000	発行価格 600（注）4 資本組入額 300（注）4
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1．新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてののみ行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

- 2．新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3．新株予約権の行使の条件

- ①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について会社の本新株予約権の取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。
 - ②本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部行使は認められないものとする。また行使の結果発行する株式数は整数でなければならない、1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとする。
 - ③その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるものとする。
- 4．平成25年12月24日開催の取締役会決議により、平成26年1月10日付で1株を200株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第13回新株予約権（平成20年2月14日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成25年6月30日）	提出日の前月末現在 （平成26年1月31日）
新株予約権の数(個)	50	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50（注）1	10,000(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	120,000（注）2	600（注）2、4
新株予約権の行使期間	平成20年2月14日 平成29年12月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 120,000 資本組入額 60,000	発行価格 600（注）4 資本組入額 300（注）4
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1．新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

2．新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3．新株予約権の行使の条件

①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について本新株予約権の取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

②本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部行使は認められないものとする。また行使の結果発行する株式数は整数でなければならない、1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとする。

③その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるものとする。

4．平成25年12月24日開催の取締役会決議により、平成26年1月10日付で1株を200株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第14回新株予約権（平成20年10月15日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成25年 6 月30日)	提出日の前月末現在 (平成26年 1 月31日)
新株予約権の数(個)	201	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	201 (注) 1	40,200(注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	120,000 (注) 2	600 (注) 2、4
新株予約権の行使期間	平成22年10月17日 平成29年12月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 120,000 資本組入額 60,000	発行価格 600 (注) 4 資本組入額 300 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について本新株予約権の取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。
 - ② 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部行使は認められないものとする。また行使の結果発行する株式数は整数でなければならない、1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとする。
 - ③ その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるものとする。
4. 平成25年12月24日開催の取締役会決議により、平成26年1月10日付で1株を200株に株式分割しており、これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第15回新株予約権（平成25年3月14日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成25年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成26年1月31日)
新株予約権の数(個)	1,000	994(注) 4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,000 (注) 1	198,800(注) 1、4、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	120,000 (注) 2	600 (注) 2、5
新株予約権の行使期間	平成27年3月15日 平成34年9月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 120,000 資本組入額 60,000	発行価格 600 (注) 5 資本組入額 300 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。
- ② 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部行使は認められないものとする。また行使の結果発行する株式数は整数でなければならない、1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとする。
- ③ その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるものとする。
4. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。
5. 平成25年12月24日開催の取締役会決議により、平成26年1月10日付で1株を200株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年 6 月26日 (注) 1	100	21, 125	6, 000	216, 500	6, 000	196, 500
平成22年 5 月28日 (注) 2	100	21, 225	6, 000	222, 500	6, 000	202, 500
平成23年 6 月24日 (注) 3	—	21, 225	—	222, 500	△202, 500	—
平成23年12月28日 (注) 4	250	21, 475	15, 000	237, 500	15, 000	15, 000
平成25年12月11日 (注) 5	240	21, 715	6, 000	243, 500	6, 000	21, 000
平成26年 1 月 6 日 (注) 6	240	21, 955	6, 000	249, 500	6, 000	27, 000
平成26年 1 月10日 (注) 7	4, 369, 045	4, 391, 000	—	249, 500	—	27, 000

(注) 1. 有償第三者割当増資による増加であります。

割当先 夏野剛、佐藤博久、川島崇

発行価格 120, 000円 資本組入額 60, 000円

2. 有償第三者割当増資による増加であります。

割当先 株式会社吉梅

発行価格 120, 000円 資本組入額 60, 000円

3. 資本準備金の減少は欠損填補によるものです。

4. 有償第三者割当増資による増加であります。

割当先 静岡キャピタル5号投資事業有限責任組合

発行価格 120, 000円 資本組入額 60, 000円

5. 新株予約権の権利行使による増加であります。

権利行使者 1名

発行価格 50, 000円 資本組入額 25, 000円

6. 新株予約権の権利行使による増加であります。

権利行使者 1名

発行価格 50, 000円 資本組入額 25, 000円

7. 平成25年12月24日開催の取締役会決議により、平成26年 1 月10日付で 1 株を200株に株式分割しております。

(5) 【所有者別状況】

平成26年1月31日現在

平成20年1月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 （人）	—	1	1	5	2	—	13	22	—
所有株式数 （単元）	—	200	600	6,860	2,334	—	33,916	43,910	—
所有株式数 の割合（%）	—	0.46	1.36	15.62	5.32	—	77.24	100.00	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成26年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,391,000	43,910	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	4,391,000	—	—
総株主の議決権	—	43,910	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法及び会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回「イ」新株予約権（平成17年8月31日取締役会決議）

決議年月日	平成17年8月31日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第1回「ロ」新株予約権（平成17年8月31日取締役会決議）

決議年月日	平成17年8月31日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第2回新株予約権（平成18年6月8日取締役会決議）

決議年月日	平成18年6月8日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名、従業員6名、社外協力者1社
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）付与対象者の退職等による権利の喪失により、提出日現在の付与対象者の区分及び人数は当社取締役1名及び社外協力者1社となっております。

第4回新株予約権（平成18年8月23日取締役会決議）

決議年月日	平成18年8月23日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第5回「イ」新株予約権（平成18年8月31日取締役会決議）

決議年月日	平成18年8月31日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第5回「ロ」新株予約権（平成18年8月31日取締役会決議）

決議年月日	平成18年8月31日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第6回新株予約権（平成18年12月5日取締役会決議）

決議年月日	平成18年12月5日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者1社
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第7回「イ」新株予約権（平成19年2月6日取締役会決議）

決議年月日	平成19年2月6日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者1社
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第7回「ロ」新株予約権（平成19年2月6日取締役会決議）

決議年月日	平成19年2月6日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第7回「ハ」新株予約権（平成19年2月6日取締役会決議）

決議年月日	平成19年2月6日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）付与対象者の退職等による権利の喪失により、提出日現在の付与対象者の区分及び人数は当社従業員2名となっております。

第8回「イ」新株予約権（平成19年4月16日取締役会決議）

決議年月日	平成19年4月16日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第8回「ロ」新株予約権（平成19年4月16日取締役会決議）

決議年月日	平成19年4月16日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、提出日現在の付与対象者の区分及び人数は当社従業員2名となっております。

第9回新株予約権（平成19年5月17日取締役会決議）

決議年月日	平成19年5月17日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、提出日現在の付与対象者の区分及び人数は当社取締役1名となっております。

第10回新株予約権（平成19年6月7日取締役会決議）

決議年月日	平成19年6月7日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、提出日現在の付与対象者の区分及び人数は当社従業員1名となっております。

第11回「イ」新株予約権（平成20年1月15日取締役会決議）

決議年月日	平成20年1月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名、当社従業員12名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）付与対象者の退職等による権利の喪失により、提出日現在の付与対象者の区分及び人数は当社従業員4名となっております。

第11回「ハ」新株予約権（平成20年1月15日取締役会決議）

決議年月日	平成20年1月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名、従業員5名、社外協力者4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）付与対象者の退職等による権利の喪失により、提出日現在の付与対象者の区分及び人数は当社従業員2名、社外協力者3名となっております。

第12回新株予約権（平成20年 1 月15日取締役会決議）

決議年月日	平成20年 1 月15日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 6 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）付与対象者の退職等による権利の喪失により、提出日現在の付与対象者の区分及び人数は当社従業員 1 名となっております。

第13回新株予約権（平成20年 2 月14日取締役会決議）

決議年月日	平成20年 2 月14日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 1 社
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第14回新株予約権（平成20年10月15日取締役会決議）

決議年月日	平成20年10月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）付与対象者の退職等による権利の喪失により、提出日現在の付与対象者の区分及び人数は当社取締役2名となっております。

第15回新株予約権（平成25年3月14日取締役会決議）

決議年月日	平成25年3月14日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名、当社従業員43名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）付与対象者の退職等による権利の喪失により、提出日現在の付与対象者の区分及び人数は当社取締役2名、当社従業員37名となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けており、将来の企業成長と経営基盤の強化のための内部留保を確保しつつ、株主に継続的に配当を行うことを基本方針としております。

当社は、中間配当を行うことができる旨を定款に定めておりますが、剰余金の配当は年1回の期末配当を行うこととしております。なお、配当の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会となっております。

第12期事業年度の配当につきましては、当社は成長過程にあり、株主への長期的な利益還元のためには、財務体質の強化と事業拡大のための投資等が当面の優先事項と捉え、配当を実施しておりません。

内部留保資金につきましては、今後の事業展開並びに経営基盤の強化、拡充に役立てることとし、将来における株主の利益確保のために備えてまいります。

今後につきましては、各事業年度の財政状態及び経営成績を勘案しながら、株主への利益還元を検討していく予定ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

4 【株価の推移】

当社株式は、非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	-	椎木 隆太	昭和41年12月24日生	平成3年4月 ソニー株式会社入社 平成13年12月 有限会社バサニア（現当社）設立 当社代表取締役（現任） 平成24年7月 DLE-ERA 取締役（現任） 平成24年11月 DLE America, Inc. 代表取締役（現任）	(注) 3	2,510,000
取締役	エンタテインメント事業本部長	小野 亮	昭和46年4月9日生	平成2年4月 株式会社読売映画社入社 平成5年10月 有限会社クリート入社 平成18年6月 当社入社 平成19年9月 当社取締役（現任） FLASH本部長（現エンタテインメント事業本部長）（現任）	(注) 3	96,000
取締役	CFO兼経営戦略統括本部長	川島 崇	昭和48年7月10日生	平成10年10月 朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）入所 平成14年5月 公認会計士登録 平成19年4月 中小企業診断士登録 平成20年7月 川島崇公認会計士事務所開業 平成20年8月 当社入社、経営管理本部長（現経営戦略統括本部長）（現任） 平成20年11月 当社取締役CFO（現任） 平成24年11月 DLE America, Inc. 取締役（現任）	(注) 3	4,000
取締役	-	ダンカン・ ピリング	昭和34年1月22日生	昭和56年9月 UNILEVER PLC. 入社 昭和58年4月 KENNER PARKER TONKA INC. 入社 昭和63年6月 Hasbro UK LTD. 入社 平成9年7月 Hasbro, Inc. 入社 平成18年8月 当社取締役（現任） 平成20年8月 Hasbro, Inc. Chief Development Officer 平成25年3月 Hasbro, Inc. Executive Vice President（現任）	(注) 3	-
取締役	-	夏野 剛	昭和40年3月17日生	昭和63年4月 東京ガス株式会社入社 平成8年6月 株式会社ハイパーネット 取締役副社長 平成17年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ執行役員マルチメディアサービス部長 平成20年6月 セガサミーホールディングス株式会社 取締役（現任） 平成20年6月 びあ株式会社 取締役（現任） 平成20年6月 トランスコスモス株式会社 取締役（現任） 平成20年6月 SBIホールディングス株式会社 取締役 平成20年12月 株式会社ダウンゴ 取締役（現任） 平成21年6月 当社取締役（現任） 平成21年9月 グリー株式会社 取締役（現任） 平成22年12月 株式会社U-NEXT 取締役（現任） 平成23年9月 株式会社エコ配 取締役 平成24年7月 株式会社セガネットワークス 取締役（現任） 平成25年4月 慶應義塾大学 環境情報学部 客員教授（現任） 平成25年6月 トレンダーズ株式会社 取締役（現任）	(注) 3	10,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	-	若林 博史	昭和25年8月20日生	昭和49年9月 監査法人朝日会計社入所 昭和53年3月 公認会計士登録 平成2年7月 監査法人朝日新和会計社社員 平成13年5月 朝日監査法人（現有限責任 あず さ監査法人）代表社員 平成24年9月 当社監査役（現任）	(注) 4	-
監査役	-	平尾 和之	昭和15年11月25日生	昭和39年4月 株式会社静岡銀行入行 平成3年6月 同行取締役 東京支店長 平成5年4月 同行常務取締役 平成11年6月 静岡保険総合サービス株式会社 代表取締役 平成15年6月 日新火災海上保険株式会社 監査 役（非常勤） 平成17年6月 株式会社すみや 監査役（非常 勤） 平成18年8月 当社監査役（現任） 平成21年9月 三和建商株式会社 監査役（現 任）	(注) 4	-
監査役	-	安井 正二	昭和18年4月1日生	昭和40年4月 株式会社静岡銀行入行 昭和62年4月 静岡財務（香港）有限公司社長 平成元年6月 株式会社静岡銀行 東京支店 副 支店長 平成5年4月 同行市場営業部長 平成8年6月 財団法人静岡経済研究所部長 平成9年5月 同法人理事 平成10年6月 同法人常務理事 平成19年9月 当社監査役（現任）	(注) 4	-
監査役	-	並木 安生	昭和48年9月16日生	平成8年11月 朝日監査法人（現有限責任 あず さ監査法人）入所 平成12年4月 公認会計士登録 平成16年1月 税理士法人トーマツ入所 平成20年2月 並木安生会計税務事務所開業 平成21年2月 当社監査役（現任） 平成24年9月 ハンナ インスツルメンツ・ジャ パン株式会社 非常勤監査役（現 任）	(注) 4	-
計						2,620,000

- (注) 1. 取締役ダンカン・ビルディング、夏野剛は、社外取締役であります。
2. 監査役若林博史、平尾和之、安井正二、並木安生は、社外監査役であります。
3. 平成26年1月10日開催の臨時株主総会終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 平成26年1月10日開催の臨時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値の持続的な増大を図るには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、ガバナンス体制の強化、充実に努めております。具体的には、株主に対する説明責任を果たすべく迅速かつ適切な情報開示の実施と経営の透明性の確保、変化の速い経営環境に対応した迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制の構築、経営の効率性を担保する経営監視体制の充実に努めてまいります。今後も会社の成長に応じてコーポレート・ガバナンスの体制の強化、充実に努め、企業価値の最大化を図ることを目標としてまいります。

②会社機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

a. 会社の機関の基本説明

当社は、取締役会設置会社であり、かつ監査役会設置会社であります。当社の経営上の意思決定、執行及び監督に関する機関は以下のとおりであります。

(a) 取締役会

当社の取締役会は取締役5名（うち社外取締役2名）により構成されており、毎月1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令又は定款に定める事項の他、経営方針・経営戦略等経営に関する重要な意思決定及び業務執行の監督を行っております。また、取締役会には、監査役が毎回出席し、取締役の業務執行状況の監査を行っております。

(b) 監査役会

当社の監査役会は常勤監査役1名及び非常勤監査役3名で構成され、全監査役が社外監査役であります。社外監査役には公認会計士及び税理士を2名含んでおります。監査役は、取締役会、経営会議及びその他の重要会議へ出席し意見を述べる他、重要な決裁書類の閲覧等を通して、取締役の業務執行状況を監査しております。各監査役は監査計画に基づき監査を実施し、監査役会を毎月1回開催する他、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。また、内部監査担当者及び会計監査人と定期的に会合を開催して情報の共有を行い、相互に連携を図っております。

(c) 経営会議

当社の経営会議は、常勤取締役で構成され、オブザーバーとして、常勤監査役及び代表取締役が指名する管理職が出席し、原則として毎週1回開催しております。経営会議では、経営計画の達成及び会社業務の円滑な運営を図るため、経営上の重要な事項に関する審議、各事業の進捗状況の検討、月次業績の予実分析と審議及び取締役会付議事項の協議等を行っております。

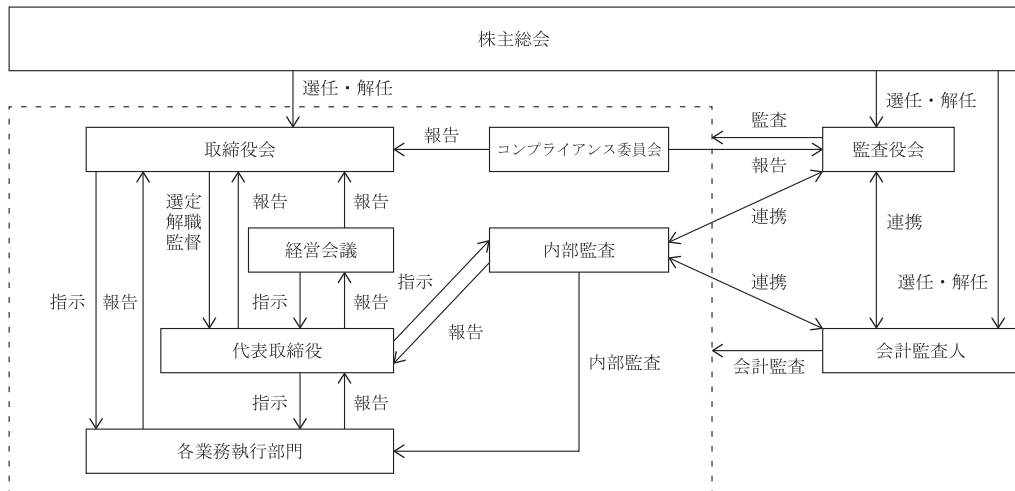
(d) コンプライアンス委員会

当社のコンプライアンス委員会は、代表取締役を委員長とし、代表取締役、各本部長、各部長、各室長、その他委員長が必要と認めた者で構成され、半年に1回定期開催しております。コンプライアンス委員会では、当社のコンプライアンス体制の構築・維持・管理に関する指導、法令遵守施策の審議、法令遵守等の実施状況のモニタリング、当社役職員に対するコンプライアンスについての研修・啓蒙活動の協議等を行っております。

b. 当社のコーポレート・ガバナンス体制

本書提出日現在における当社の機関及び内部統制の関係は、以下のとおりであります。

<コーポレートガバナンスに関する図>



c. 内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を定め、これに基づき、以下の通り内部統制システム及びリスク管理体制の整備を行っております。

(a) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、取締役会で定められた経営機構及び行動規範・職務分掌等に基づき職務の執行を行う。監査役は、取締役会等の重要会議に出席するなど法令に定める権限を行使し、取締役が内部統制システムを適切に構築し、運用しているかを内部監査担当と連携・協力の上、監視し検証する。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は職務の執行に係る情報を社内規程等に従い、適切に保存、管理する。

(c) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、リスク管理を統括する部門を定め、当社の損失の危険を管理する。

(d) 取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、社内規程等を定め、取締役の職務の遂行が効率的に行われる体制を構築する。

(e) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人は、取締役会で定められた経営機構及び行動規範・職務分掌等に基づき職務の執行を行う。内部監査担当は、監査役と連携・協力の上、内部統制システムの整備・運用状況を監視し、検証する。

(f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、代表取締役は当該使用人の任命を行う。

(g) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の任免及び人事考課については、監査役の同意を必要とする。

(h) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に対する体制

取締役及び使用人は、監査役から事業の報告を求められた場合は、速やかに報告する。社内通報制度により、通報窓口である外部の法律事務所が使用人からの通報を受理した場合、管理部門管掌の取締役に通知し、当該取締役はただちにこれを監査役に報告する。代表取締役は、取締役会などの重要会議での議論及び定期的な面談等を通じて、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査役監査の環境整備に必要な措置をとる。

- (i) その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、取締役会などの重要会議での議論及び定期的な面談等を通じて、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査役監査の環境整備に必要な措置をとる。

d. リスク管理体制の整備の状況

コンプライアンス委員会等のリスク管理体制を構築し、コンプライアンスの遵守を実現するために、会社組織や業務に係る各種規程を整備し、その適正な運用を行っております。経営上のリスク分析及び対策の検討等のリスクマネジメントについては、各部門での情報収集をもとに経営会議にて行っております。高度な判断が必要とされるリスクが発見された場合には、必要に応じて顧問弁護士、監査法人、税理士、社会保険労務士などの外部専門家等から助言を受ける体制を構築するとともに、監査役監査及び内部監査を通じて、潜在的なリスクの早期発見及び未然防止によるリスク軽減に努めております。

③ 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査につきましては、当社は小規模組織であることから、内部監査の専門部署及び専任の内部監査担当者は設置せず、代表取締役が任命した経営管理部所属の当社の業務及び制度に精通した従業員（一般従業員）が担当しており、担当社員が所属している部署の内部監査については、代表取締役が別部署から任命し、相互監査が可能な体制にて運用しております。内部監査担当者は、業務の有効性及び効率性等を担保することを目的として、代表取締役による承認を得た内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告するとともに、監査対象となった被監査部門に対して業務改善等のために指摘を行い、後日、改善状況を確認します。内部監査担当者は、監査役及び会計監査人と定期的に会合を開催しており、監査に必要な情報について、共有化を図っております。

監査役監査につきましては、当社の監査役会は独立性を確保した社外監査役4名で構成されており、監査役会は原則として毎月1回開催しております。また監査役は毎期策定される監査計画書に基づき、取締役会等の重要な会議に出席し、意思決定の過程を監査する他、重要な決裁書類の閲覧等により業務執行状況や会計処理に関する監査を行っております。

④ 会計監査の状況

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。当社の業務を執行した公認会計士は伊藤俊哉氏及び杉山勝氏の2名であります。補助者の構成は公認会計士4名、その他3名となっております。なお、継続監査年数につきましては全員7年以内であるため、記載を省略しております。

⑤ 社外取締役及び社外監査役との関係

本書提出日現在において、当社は社外取締役2名及び社外監査役4名を選任しております。社外取締役及び社外監査役については、専門家としての高い見識等に基づき、客観的、中立性ある助言及び社内取締役の職務執行の監督を通じ、当社のコーポレート・ガバナンスの強化、充実に寄与する機能及び役割を果たしているものと考えております。

当社の社外取締役夏野剛は、当社株式10,000株を保有しております。また、社外取締役ダンカン・ピリングは、当社の資本提携先であるHasbro, Inc.（当社株式200,000株及び当社新株予約権40,000株相当分保有）のExecutive Vice Presidentであり、当社とHasbro, Inc.との間には営業上の取引があります。ただし、社外取締役個人が直接利害関係を有するものではありません。それ以外に社外取締役及び社外監査役と当社との間に人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役ダンカン・ピリングは、米国企業の取締役を兼任しており、コーポレート・ガバナンスに関する高い意識と環境下での豊富な経営経験を有しております。

社外取締役夏野剛は、多くの企業の社外取締役に就任し、コーポレート・ガバナンスに関する豊富な知見を有しております。

社外監査役若林博史は、公認会計士として豊富な経験と会計及び監査に関する専門知識を有しており、監査法人でのIPO支援を含む経験を有しております。

社外監査役平尾和之は、銀行業界における長期の職務経験と、他の会社の代表取締役、監査役等を歴任した経歴を有しております。

社外監査役安井正二は、銀行業界における長期の職務経験と、銀行の海外子会社の代表取締役や財団法人の常務理事等を歴任した経験を有しております。

社外監査役並木安生は、公認会計士及び税理士として豊富な経験と会計税務及びM&Aに関する専門知識を有しております。

⑥ 役員報酬の内容（平成25年6月期）

a. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の 員数（人）
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 （社外取締役を除く。）	58,080	58,080	—	—	—	3
監査役 （社外監査役を除く。）	—	—	—	—	—	—
社外役員	4,151	4,151	—	—	—	5

（注）株主総会決議による報酬限度額は、取締役が年額100,000千円以内、監査役が年額20,000千円以内であります。

b. 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

c. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

d. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

各役員の報酬等は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議にて決定しております。

⑦ 取締役の定数

当社の取締役の定数は7名以内とする旨を定款に定めております。

⑧ 取締役の選任決議

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

⑩ 責任限定契約の内容と概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件について責任限度額に限定する契約を定めることができる旨を定款に定めております。

⑪ 取締役、監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であったものを含む）及び監査役（監査役であったものを含む）の責任を法令の限度において免除できる旨、定款に定めております。

⑫ 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑬ 自己株式の取得

当社は、経済情勢の変化に対応して財務戦略等を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得できる旨を定款に定めております。

⑭ 株式の保有状況

- a. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

該当事項はありません。

- b. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

- c. 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

該当事項はありません。

- d. 投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額

該当事項はありません。

- e. 投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
5,800	—	9,500	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社は、事業規模や業務の特性等を勘案して監査日数・業務の内容等を勘案し、監査役会の同意のもと適切に監査報酬を決定しております。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成23年7月1日から平成24年6月30日)及び当事業年度(平成24年7月1日から平成25年6月30日まで)の財務諸表について有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間(平成25年10月1日から平成25年12月31日まで)及び第2四半期累計期間(平成25年7月1日から平成25年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

(1) 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

(2) 「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

4 財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催する研修・セミナーへの参加を行っております。

1 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年 6 月30日)	当事業年度 (平成25年 6 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※1 176,671	246,239
売掛金	109,442	126,521
商品	9,932	9,332
仕掛品	5,802	95,133
貯蔵品	22	106
前払費用	2,598	4,869
未収入金	13,919	—
その他	7,267	3,508
流動資産合計	325,656	485,710
固定資産		
有形固定資産		
建物	6,693	6,693
減価償却累計額	△105	△1,345
建物（純額）	6,588	5,348
工具、器具及び備品	20,723	19,085
減価償却累計額	△17,502	△16,653
工具、器具及び備品（純額）	3,220	2,431
有形固定資産合計	9,809	7,780
無形固定資産		
ソフトウェア	10,877	8,257
著作権	9,375	9,375
無形固定資産合計	20,252	17,632
投資その他の資産		
出資金	147,242	313,193
長期前払費用	2,452	1,893
敷金及び保証金	14,625	14,625
関係会社出資金	10,712	—
関係会社株式	—	31,414
投資その他の資産合計	175,033	361,127
固定資産合計	205,095	386,540
資産合計	530,752	872,250

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年6月30日)	当事業年度 (平成25年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	36,593	84,132
短期借入金	※1 30,000	—
1年内返済予定の長期借入金	123,856	156,733
未払金	43,685	124,430
未払法人税等	723	7,801
前受金	14,801	189,483
預り金	17,471	29,030
その他	—	7,646
流動負債合計	267,131	599,256
固定負債		
長期借入金	233,099	176,198
固定負債合計	233,099	176,198
負債合計	500,230	775,454
純資産の部		
株主資本		
資本金	237,500	237,500
資本剰余金		
資本準備金	15,000	15,000
資本剰余金合計	15,000	15,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△221,978	△155,704
利益剰余金合計	△221,978	△155,704
株主資本合計	30,521	96,795
純資産合計	30,521	96,795
負債純資産合計	530,752	872,250

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期会計期間
(平成25年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	196,549
受取手形及び売掛金	337,001
商品	13,686
仕掛品	18,340
繰延税金資産	78,426
その他	6,443
流動資産合計	650,448
固定資産	
有形固定資産	7,343
無形固定資産	16,286
投資その他の資産	
出資金	210,708
その他	48,941
投資その他の資産合計	259,649
固定資産合計	283,278
資産合計	933,727
負債の部	
流動負債	
買掛金	71,145
短期借入金	30,000
1年内返済予定の長期借入金	95,648
未払金	99,607
未払法人税等	17,173
その他	136,212
流動負債合計	449,787
固定負債	
長期借入金	125,858
固定負債合計	125,858
負債合計	575,645
純資産の部	
株主資本	
資本金	243,500
資本剰余金	21,000
利益剰余金	93,581
株主資本合計	358,081
純資産合計	358,081
負債純資産合計	933,727

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 7 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)	当事業年度 (自 平成24年 7 月 1 日 至 平成25年 6 月30日)
売上高	758,756	942,851
売上原価	490,076	542,688
売上総利益	268,679	400,162
販売費及び一般管理費		
役員報酬	49,038	48,425
給料手当	107,131	133,864
法定福利費	17,092	21,972
採用費	10,793	18,238
減価償却費	3,653	3,296
販売促進費	28,848	4,070
支払報酬	23,579	22,325
業務委託費	33,086	28,709
その他	77,950	54,459
販売費及び一般管理費合計	351,174	335,362
営業利益又は営業損失（△）	△82,495	64,799
営業外収益		
受取利息	39	43
受取返戻金	432	—
為替差益	—	15,307
その他	437	38
営業外収益合計	909	15,390
営業外費用		
支払利息	6,160	6,975
社債利息	37	—
為替差損	1,069	—
その他	726	559
営業外費用合計	7,993	7,534
経常利益又は経常損失（△）	△89,579	72,655
特別損失		
固定資産除却損	※1 1,736	—
特別損失合計	1,736	—
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	△91,315	72,655
法人税、住民税及び事業税	537	6,380
当期純利益又は当期純損失（△）	△91,853	66,274

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成23年 7 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)		当事業年度 (自 平成24年 7 月 1 日 至 平成25年 6 月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 労務費	※ 1	76,986	17.2	96,276	16.3
II 経費		370,965	82.8	496,097	83.7
当期総製造費用		447,952	100.0	592,373	100.0
期首仕掛品たな卸高		27,678		5,802	
合計		475,630		598,176	
期末仕掛品たな卸高		5,802		95,133	
当期製品製造原価		469,827		503,043	
期首商品たな卸高		8,191		9,932	
当期商品仕入高		22,191		40,661	
合計		30,382		50,593	
期末商品たな卸高		10,008		9,440	
他勘定振替高	※ 2	202		1,615	
商品評価損		76		108	
売上原価		490,076		542,688	

(脚注)

前事業年度 (自 平成23年 7 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)		当事業年度 (自 平成24年 7 月 1 日 至 平成25年 6 月30日)	
※ 1	主な内容は次のとおりであります。 外注加工費 240,335千円 出資金償却 67,582千円	※ 1	主な内容は次のとおりであります。 外注加工費 280,167千円 出資金償却 138,414千円
※ 2	他勘定振替高の内訳 販売促進費 81千円 その他 120千円	※ 2	他勘定振替高の内訳 販売促進費 1,588千円 その他 26千円
3	原価計算の方法 当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。	3	原価計算の方法 当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【四半期損益計算書】
【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

		当第2四半期累計期間 (自 平成25年7月1日 至 平成25年12月31日)
売上高		971,545
売上原価		571,612
売上総利益		399,932
販売費及び一般管理費	※1	210,190
営業利益		189,741
営業外収益		
受取利息		19
為替差益		4,135
その他		0
営業外収益合計		4,154
営業外費用		
支払利息		2,699
上場関連費用		2,750
その他		2,289
営業外費用合計		7,738
経常利益		186,157
税引前四半期純利益		186,157
法人税、住民税及び事業税		15,297
法人税等調整額		△78,426
法人税等合計		△63,128
四半期純利益		249,286

③【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 7 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)	当事業年度 (自 平成24年 7 月 1 日 至 平成25年 6 月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	222,500	237,500
当期変動額		
新株の発行	15,000	—
当期変動額合計	15,000	—
当期末残高	237,500	237,500
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	—	15,000
当期変動額		
新株の発行	15,000	—
当期変動額合計	15,000	—
当期末残高	15,000	15,000
資本剰余金合計		
当期首残高	—	15,000
当期変動額		
新株の発行	15,000	—
当期変動額合計	15,000	—
当期末残高	15,000	15,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	△130,125	△221,978
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失 (△)	△91,853	66,274
当期変動額合計	△91,853	66,274
当期末残高	△221,978	△155,704
利益剰余金合計		
当期首残高	△130,125	△221,978
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失 (△)	△91,853	66,274
当期変動額合計	△91,853	66,274
当期末残高	△221,978	△155,704
株主資本合計		
当期首残高	92,374	30,521
当期変動額		
新株の発行	30,000	—
当期純利益又は当期純損失 (△)	△91,853	66,274
当期変動額合計	△61,853	66,274
当期末残高	30,521	96,795

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 7 月 1 日 至 平成24年 6 月30 日)	当事業年度 (自 平成24年 7 月 1 日 至 平成25年 6 月30 日)
純資産合計		
当期首残高	92,374	30,521
当期変動額		
新株の発行	30,000	—
当期純利益又は当期純損失 (△)	△91,853	66,274
当期変動額合計	△61,853	66,274
当期末残高	30,521	96,795

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 7 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)	当事業年度 (自 平成24年 7 月 1 日 至 平成25年 6 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△91,315	72,655
減価償却費	6,430	5,084
受取利息	△39	△43
支払利息	6,197	6,975
為替差損益 (△は益)	555	△11,611
固定資産除却損	1,736	—
売上債権の増減額 (△は増加)	16,173	△17,079
たな卸資産の増減額 (△は増加)	20,135	△88,731
出資金の増減額 (△は増加)	△101,300	△165,951
仕入債務の増減額 (△は減少)	△8,663	47,539
その他	△36,023	291,821
小計	△186,115	140,657
利息及び配当金の受取額	39	43
利息の支払額	△6,160	△7,538
法人税等の支払額	△628	△202
営業活動によるキャッシュ・フロー	△192,863	132,959
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	—	30,228
関係会社株式の取得による支出	—	△20,702
有形固定資産の取得による支出	△9,144	△278
無形固定資産の取得による支出	△11,382	—
敷金及び保証金の差入による支出	△16,290	—
その他投資の増減額 (△は増加)	△9,905	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△46,722	9,248
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△60,000	△30,000
長期借入れによる収入	230,000	119,400
長期借入金の返済による支出	△74,679	△143,424
社債償還による支出	△8,250	—
株式の発行による収入	30,000	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	117,071	△54,024
現金及び現金同等物に係る換算差額	△555	11,611
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△123,070	99,795
現金及び現金同等物の期首残高	269,514	146,443
現金及び現金同等物の期末残高	※1 146,443	※1 246,239

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期累計期間 (自 平成25年7月1日 至 平成25年12月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	186,157
減価償却費	2,234
受取利息	△19
支払利息	2,699
為替差損益 (△は益)	△2,764
売上債権の増減額 (△は増加)	△210,479
たな卸資産の増減額 (△は増加)	72,439
出資金の増減額 (△は増加)	102,485
仕入債務の増減額 (△は減少)	△12,986
その他	△108,710
小計	31,056
利息及び配当金の受取額	19
利息の支払額	△4,071
法人税等の支払額	△6,375
営業活動によるキャッシュ・フロー	20,627
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△451
無形固定資産の取得による支出	△200
敷金及び保証金の差入による支出	△2,901
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,552
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	30,000
長期借入れによる収入	145,000
長期借入金の返済による支出	△256,425
株式の発行による収入	11,896
財務活動によるキャッシュ・フロー	△69,528
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,764
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△49,689
現金及び現金同等物の期首残高	246,239
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 196,549

【注記事項】

（重要な会計方針）

前事業年度（自 平成23年 7 月 1 日 至 平成24年 6 月30日）

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

（1）商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

（2）仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

（3）貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～15年

工具、器具及び備品 2～15年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（4）投資その他の資産

出資金

製作委員会への出資金であり、著作権収入の見積発生期間（2年）に基づく定率法を採用しております。

長期前払費用

定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上方法

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

（1）商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

（2）仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

（3）貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～15年

工具、器具及び備品 2～15年

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、当事業年度より平成24年7月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 投資その他の資産

出資金

製作委員会への出資金であり、著作権収入の見積発生期間（2年）に基づく定率法を採用しております。

長期前払費用

定額法を採用しております。

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

5. 引当金の計上方法

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日)

「「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」の改正について」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第81号 平成24年2月14日最終改正)

(1) 概要

「経済社会の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)において、減価償却資産に係る定率法の償却率の見直しが行われたことに
対応するため、「Ⅴ平成23年度税制改正に係る監査上の取扱い」が追加される等の見直しが行
われたものであります。

(2) 適用予定日

平成24年7月1日以後に終了する事業年度より適用予定

(3) 新しい会計基準等の適用による影響

財務諸表作成時において評価中であります。

当事業年度(自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

前事業年度(自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日)

下記の表示方法の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第3項により、平成24年6月期における表示方法の変更の注記と同様の内容を記載しております。

(損益計算書関係)

翌事業年度より、「販管費及び一般管理費」の「その他」に含めていた「採用費」は、販管費及び一般管理費の総額の100分の10を超えたため、独立掲記することとしております。財務諸表等規則附則第3項に基づき、この表示方法の変更を反映させるため、当事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、当事業年度の損益計算書において、「販管費及び一般管理費」の「その他」に表示していた88,744千円は、「採用費」10,793千円、「その他」77,950千円として、組替えております。

当事業年度(自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)

(損益計算書関係)

前事業年度より、「販管費及び一般管理費」の「その他」に含めていた「採用費」は、販管費及び一般管理費の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「販管費及び一般管理費」の「その他」に表示していた88,744千円は、「採用費」10,793千円、「その他」77,950千円として、組替えております。

(追加情報)

前事業年度(自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日)

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用

当事業年度より「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

翌事業年度の貸借対照表日後において株式分割を行いました。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額(△)を算定しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は該当箇所に記載しております。

当事業年度(自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年6月30日)	当事業年度 (平成25年6月30日)
現金及び預金(定期預金)	30,228千円	—

上記に対応する債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年6月30日)	当事業年度 (平成25年6月30日)
短期借入金	30,000千円	—

(損益計算書関係)

※1 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日)	当事業年度 (自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)
建物	1,336千円	—
工具、器具及び備品	399千円	—
計	1,736千円	—

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成23年 7 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	21,225	250	—	21,475

(変動事由の概要)

増加数の主な内容は、次のとおりであります。

第三者割当による増加 250株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年 7 月 1 日 至 平成25年 6 月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	21,475	—	—	21,475

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日)	当事業年度 (自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)
現金及び預金勘定	176,671 千円	246,239 千円
預入期間が3カ月を超える定期預金	△30,228	—
現金及び現金同等物	146,443	246,239

(リース取引関係)

前事業年度(自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成23年 7 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行借入により資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金等は1年以内の支払期日であり流動性リスクに晒されております。

借入金には主に営業取引に係る資金調達であり、返済日は最長で決算日後7年以内であります。

(3) 金融商品にかかるリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、社内規程等に従い、営業担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに与信管理、期日管理及び残高管理を行うことにより回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき、担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	176,671	176,671	—
(2) 売掛金	109,442	109,442	—
資産計	286,114	286,114	—
(1) 買掛金	36,593	36,593	—
(2) 短期借入金	30,000	30,000	—
(3) 未払金	43,685	43,685	—
(4) 未払法人税等	723	723	—
(5) 長期借入金	356,955	352,076	△4,878
負債計	467,957	463,078	△4,878

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (千円)
出資金	147,242
敷金及び保証金	14,625
関係会社出資金	10,712

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価評価の対象には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	176,671	-	-	-
売掛金	109,442	-	-	-
合計	286,114	-	-	-

(注) 4. 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	30,000	-	-	-	-	-
長期借入金	123,856	124,581	54,344	19,188	17,688	17,298
合計	153,856	124,581	54,344	19,188	17,688	17,298

当事業年度(自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行借入により資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金等は1年以内の支払期日であり流動性リスクに晒されております。

借入金には主に営業取引に係る資金調達であり、返済日は最長で決算日後7年以内であります。

(3) 金融商品にかかるリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、社内規程等に従い、営業担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに与信管理、期日管理及び残高管理を行うことにより回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき、担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	246,239	246,239	—
(2) 売掛金	126,521	126,521	—
資産計	372,760	372,760	—
(1) 買掛金	84,132	84,132	—
(2) 未払金	124,430	124,430	—
(3) 未払法人税等	7,801	7,801	—
(4) 長期借入金	332,931	327,631	△5,299
負債計	549,294	543,995	△5,299

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (千円)
出資金	313,193
敷金及び保証金	14,625
関係会社株式	31,414

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価評価の対象には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	246,239	-	-	-
売掛金	126,521	-	-	-
合計	372,760	-	-	-

(注) 4. 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	156,733	85,304	35,748	31,848	14,795	8,503
合計	156,733	85,304	35,748	31,848	14,795	8,503

(有価証券関係)

前事業年度(平成24年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成25年6月30日)

1. 子会社及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式31,414千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(平成24年6月30日)及び当事業年度(平成25年6月30日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(平成24年6月30日)及び当事業年度(平成25年6月30日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成23年 7 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第 1 回新株予約権 (イ)	第 1 回新株予約権 (ロ)	第 2 回新株予約権	第 3 回新株予約権	第 4 回新株予約権
決議年月日	平成17年 8 月31日	平成17年 8 月31日	平成18年 6 月 8 日	平成18年 8 月10日	平成18年 8 月23日
付与対象者の区分及び人数	取締役 1 名	従業員 1 名	取締役 1 名 従業員 6 名 社外協力者 1 社	従業員 2 名	取締役 1 名
株式の種類及び付与数	普通株式 300株	普通株式 100株	普通株式 1,279株	普通株式 120株	普通株式 100株
付与日	平成17年 8 月31日	平成17年 8 月31日	平成18年 6 月 9 日	平成18年 8 月11日	平成18年 8 月26日
権利確定条件	(注) 1	(注) 1	(注) 1	(注) 1	(注) 1
対象勤務期間	—	自平成17年 8 月31日 至平成19年 8 月30日	—	自平成18年 8 月11日 至平成21年 8 月10日	—
権利行使期間	自平成17年 8 月31日 至平成27年 8 月30日	自平成19年 8 月31日 至平成27年 8 月30日	自平成18年 6 月 9 日 至平成28年 6 月 8 日	自平成21年 8 月11日 至平成28年 8 月10日	自平成18年 8 月27日 至平成28年 8 月26日

	第 5 回新株予約権 (イ)	第 5 回新株予約権 (ロ)	第 6 回新株予約権	第 7 回新株予約権 (イ)	第 7 回新株予約権 (ロ)
決議年月日	平成18年 8 月31日	平成18年 8 月31日	平成18年12月 5 日	平成19年 2 月 6 日	平成19年 2 月 6 日
付与対象者の区分及び人数	取締役 1 名	取締役 1 名	社外協力者 1 社	社外協力者 1 社	取締役 1 名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,000株	普通株式 500株	普通株式 100株	普通株式 100株	普通株式 50株
付与日	平成18年 8 月31日	平成18年 8 月31日	平成18年12月 6 日	平成19年 2 月 7 日	平成19年 2 月 7 日
権利確定条件	(注) 1	(注) 1	(注) 1	(注) 1	(注) 1
対象勤務期間	—	自平成18年 8 月31日 至平成20年 8 月31日	—	—	自平成19年 2 月 7 日 至平成21年 2 月 6 日
権利行使期間	自平成18年 9 月 1 日 至平成28年 8 月31日	自平成20年 9 月 1 日 至平成28年 8 月31日	自平成18年12月 7 日 至平成28年12月 6 日	自平成19年 2 月 8 日 至平成29年 2 月 7 日	自平成21年 2 月 7 日 至平成29年 2 月 6 日

	第 7 回新株予約権 (ハ)	第 8 回新株予約権 (イ)	第 8 回新株予約権 (ロ)	第 9 回新株予約権	第10回新株予約権
決議年月日	平成19年 2 月 6 日	平成19年 4 月16日	平成19年 4 月16日	平成19年 5 月17日	平成19年 6 月 7 日
付与対象者の区分及び人数	従業員 7 名	取締役 1 名	従業員 6 名	取締役 2 名	従業員 2 名
株式の種類及び付与数	普通株式 70株	普通株式 195株	普通株式 85株	普通株式 159株	普通株式 30株
付与日	平成19年 2 月 7 日	平成19年 4 月17日	平成19年 4 月17日	平成19年 5 月18日	平成19年 6 月 8 日
権利確定条件	(注) 1	(注) 1	(注) 1	(注) 1	(注) 1
対象勤務期間	自平成19年 2 月 7 日 至平成21年 2 月 6 日	—	自平成19年 4 月17日 至平成21年 4 月16日	—	自平成19年 6 月 8 日 至平成21年 6 月 7 日
権利行使期間	自平成22年 2 月 7 日 至平成29年 2 月 6 日	自平成19年 4 月18日 至平成29年 4 月17日	自平成21年 4 月17日 至平成29年 4 月16日	自平成19年 5 月18日 至平成29年 5 月17日	自平成21年 6 月 8 日 至平成29年 6 月 7 日

	第11回新株予約権 (イ)	第11回新株予約権 (ロ)	第11回新株予約権 (ハ)	第12回新株予約権	第13回新株予約権
決議年月日	平成20年1月15日	平成20年1月15日	平成20年1月15日	平成20年1月15日	平成20年2月14日
付与対象者の区分及び人数	取締役 1名 従業員 12名	従業員 1名	取締役 1名 従業員 5名 社外協力者 4名	従業員 6名	社外協力者 1社
株式の種類及び付与数	普通株式 257株	普通株式 80株	普通株式 124株	普通株式 50株	普通株式 50株
付与日	平成20年2月1日	平成20年2月1日	平成20年2月1日	平成20年2月1日	平成20年2月14日
権利確定条件	(注) 1	(注) 1	(注) 1	(注) 1	(注) 1
対象勤務期間	自平成20年2月1日 至平成22年1月15日	自平成20年2月1日 至平成22年1月31日	—	自平成20年2月1日 至平成22年10月31日	—
権利行使期間	自平成22年11月1日 至平成29年5月14日	自平成22年2月1日 至平成29年5月14日	自平成20年2月1日 至平成29年5月14日	自平成22年11月1日 至平成29年12月20日	自平成20年2月14日 至平成29年12月20日

	第14回新株予約権
決議年月日	平成20年10月15日
付与対象者の区分及び人数	取締役 3名
株式の種類及び付与数	普通株式 300株
付与日	平成20年10月16日
権利確定条件	(注) 1
対象勤務期間	自平成20年10月16日 至平成22年10月16日
権利行使期間	自平成22年10月17日 至平成29年12月20日

- (注) 1. 権利行使時において当社の役員、従業員であることを要する。ただし、当社の株式が証券取引所へ上場した場合に限り行使することができる。
2. 第1回新株予約権の株式数は、平成18年3月31日付の株式分割（1株につき2株）による分割後の株式数に換算して記載しております。
3. 平成26年1月10日付で1株を200株に株式分割をしておりますが、上記株式数は分割前の株式数で記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成24年6月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

(単位：
株)

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前					
前事業年度末	400	1,199	20	100	1,500
付与	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	400	1,199	20	100	1,500
権利確定後					
前事業年度末	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—	—

	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
権利確定前					
前事業年度末	100	190	258	55	30
付与	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	100	190	258	55	30
権利確定後					
前事業年度末	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—	—

	第11回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権	第14回新株予約権
権利確定前				
前事業年度末	295	10	50	201
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	295	10	50	201
権利確定後				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

(注) 1. 第1回新株予約権の株式数は、平成18年3月31日付の株式分割(1株につき2株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 平成26年1月10日付で1株を200株に株式分割をしておりますが、上記株式数は分割前の株式数で記載しております。

②単価情報

(単位：
円)

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	平成17年8月31日	平成18年6月8日	平成18年8月10日	平成18年8月23日	平成18年8月31日
権利行使価格	5,000	50,000	50,000	50,000	50,000
行使時平均株価	—	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価	—	—	—	—	—

	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
決議年月日	平成18年12月5日	平成19年2月6日	平成19年4月16日	平成19年5月17日	平成19年6月7日
権利行使価格	100,000	100,000	120,000	120,000	120,000
行使時平均株価	—	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価	—	—	—	—	—

	第11回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権	第14回新株予約権
決議年月日	平成20年1月15日	平成20年1月15日	平成20年2月14日	平成20年10月15日
権利行使価格	120,000	120,000	120,000	120,000
行使時平均株価	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価	—	—	—	—

(注) 1. 第1回新株予約権の権利行使価格は、平成18年3月31日付の株式分割（1株につき2株）による分割後の価格に換算して記載しております。

2. 平成26年1月10日付で1株を200株に株式分割をしておりますが、上記単価情報は分割前の単価情報で記載しております。

2. ストック・オプションの公正な評価単位の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単位の見積方法を単価当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により算定しております。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|-------------------------------|------|
| (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 | — 千円 |
| (2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 | — 千円 |

当事業年度(自 平成24年 7 月 1 日 至 平成25年 6 月30日)

1. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権 (イ)	第1回新株予約権 (ロ)	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	平成17年 8 月31日	平成17年 8 月31日	平成18年 6 月 8 日	平成18年 8 月10日	平成18年 8 月23日
付与対象者の区分及び人数	取締役 1 名	従業員 1 名	取締役 1 名 従業員 6 名 社外協力者 1 社	従業員 2 名	取締役 1 名
株式の種類及び付与数	普通株式 300株	普通株式 100株	普通株式 1,279株	普通株式 120株	普通株式 100株
付与日	平成17年 8 月31日	平成17年 8 月31日	平成18年 6 月 9 日	平成18年 8 月11日	平成18年 8 月26日
権利確定条件	(注) 1	(注) 1	(注) 1	(注) 1	(注) 1
対象勤務期間	—	自平成17年 8 月31日 至平成19年 8 月30日	—	自平成18年 8 月11日 至平成21年 8 月10日	—
権利行使期間	自平成17年 8 月31日 至平成27年 8 月30日	自平成19年 8 月31日 至平成27年 8 月30日	自平成18年 6 月 9 日 至平成28年 6 月 8 日	自平成21年 8 月11日 至平成28年 8 月10日	自平成18年 8 月27日 至平成28年 8 月26日

	第5回新株予約権 (イ)	第5回新株予約権 (ロ)	第6回新株予約権	第7回新株予約権 (イ)	第7回新株予約権 (ロ)
決議年月日	平成18年 8 月31日	平成18年 8 月31日	平成18年12月 5 日	平成19年 2 月 6 日	平成19年 2 月 6 日
付与対象者の区分及び人数	取締役 1 名	取締役 1 名	社外協力者 1 社	社外協力者 1 社	取締役 1 名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,000株	普通株式 500株	普通株式 100株	普通株式 100株	普通株式 50株
付与日	平成18年 8 月31日	平成18年 8 月31日	平成18年12月 6 日	平成19年 2 月 7 日	平成19年 2 月 7 日
権利確定条件	(注) 1	(注) 1	(注) 1	(注) 1	(注) 1
対象勤務期間	—	自平成18年 8 月31日 至平成20年 8 月31日	—	—	自平成19年 2 月 7 日 至平成21年 2 月 6 日
権利行使期間	自平成18年 9 月 1 日 至平成28年 8 月31日	自平成20年 9 月 1 日 至平成28年 8 月31日	自平成18年12月 7 日 至平成28年12月 6 日	自平成19年 2 月 8 日 至平成29年 2 月 7 日	自平成21年 2 月 7 日 至平成29年 2 月 6 日

	第7回新株予約権 (ハ)	第8回新株予約権 (イ)	第8回新株予約権 (ロ)	第9回新株予約権	第10回新株予約権
決議年月日	平成19年 2 月 6 日	平成19年 4 月16日	平成19年 4 月16日	平成19年 5 月17日	平成19年 6 月 7 日
付与対象者の区分及び人数	従業員 7 名	取締役 1 名	従業員 6 名	取締役 2 名	従業員 2 名
株式の種類及び付与数	普通株式 70株	普通株式 195株	普通株式 85株	普通株式 159株	普通株式 30株
付与日	平成19年 2 月 7 日	平成19年 4 月17日	平成19年 4 月17日	平成19年 5 月18日	平成19年 6 月 8 日
権利確定条件	(注) 1	(注) 1	(注) 1	(注) 1	(注) 1
対象勤務期間	自平成19年 2 月 7 日 至平成21年 2 月 6 日	—	自平成19年 4 月17日 至平成21年 4 月16日	—	自平成19年 6 月 8 日 至平成21年 6 月 7 日
権利行使期間	自平成22年 2 月 7 日 至平成29年 2 月 6 日	自平成19年 4 月18日 至平成29年 4 月17日	自平成21年 4 月17日 至平成29年 4 月16日	自平成19年 5 月18日 至平成29年 5 月17日	自平成21年 6 月 8 日 至平成29年 6 月 7 日

	第11回新株予約権 (イ)	第11回新株予約権 (ロ)	第11回新株予約権 (ハ)	第12回新株予約権	第13回新株予約権
決議年月日	平成20年1月15日	平成20年1月15日	平成20年1月15日	平成20年1月15日	平成20年2月14日
付与対象者の区分及び人数	取締役 1名 従業員 12名	従業員 1名	取締役 1名 従業員 5名 社外協力者 4名	従業員 6名	社外協力者 1社
株式の種類及び付与数	普通株式 257株	普通株式 80株	普通株式 124株	普通株式 50株	普通株式 50株
付与日	平成20年2月1日	平成20年2月1日	平成20年2月1日	平成20年2月1日	平成20年2月14日
権利確定条件	(注) 1	(注) 1	(注) 1	(注) 1	(注) 1
対象勤務期間	自平成20年2月1日 至平成22年1月15日	自平成20年2月1日 至平成22年1月31日	—	自平成20年2月1日 至平成22年10月31日	—
権利行使期間	自平成22年11月1日 至平成29年5月14日	自平成22年2月1日 至平成29年5月14日	自平成20年2月1日 至平成29年5月14日	自平成22年11月1日 至平成29年12月20日	自平成20年2月14日 至平成29年12月20日

	第14回新株予約権	第15回新株予約権
決議年月日	平成20年10月15日	平成25年3月14日
付与対象者の区分及び人数	取締役 3名	取締役 2名 従業員 43名
株式の種類及び付与数	普通株式 300株	普通株式 1,000株
付与日	平成20年10月16日	平成25年3月15日
権利確定条件	(注) 1	(注) 1
対象勤務期間	自平成20年10月16日 至平成22年10月16日	自平成25年3月15日 至平成27年3月14日
権利行使期間	自平成22年10月17日 至平成29年12月20日	自平成27年3月15日 至平成34年9月19日

- (注) 1. 権利行使時において当社の役員、従業員であることを要する。ただし、当社の株式が証券取引所へ上場した場合に限り行使することができる。
2. 第1回新株予約権の株式数は、平成18年3月31日付の株式分割（1株につき2株）による分割後の株式数に換算して記載しております。
3. 平成26年1月10日付で1株を200株に株式分割をしておりますが、上記株式数は分割前の株式数で記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数について、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

(単位：
株)

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前					
前事業年度末	400	1,199	20	100	1,500
付与	—	—	—	—	—
失効	—	—	20	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	400	1,199	—	100	1,500
権利確定後					
前事業年度末	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—	—

	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
権利確定前					
前事業年度末	100	190	258	55	30
付与	—	—	—	—	—
失効	—	10	28	—	10
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	100	180	230	55	20
権利確定後					
前事業年度末	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—	—

	第11回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権	第14回新株予約権	第15回新株予約権
権利確定前					
前事業年度末	295	10	50	201	—
付与	—	—	—	—	1,000
失効	140	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	155	10	50	201	1,000
権利確定後					
前事業年度末	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—	—

(注) 1. 第1回新株予約権の株式数は、平成18年3月31日付の株式分割(1株につき2株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 平成26年1月10日付で1株を200株に株式分割をしておりますが、上記株式数は分割前の株式数で記載しております。

②単価情報

(単位：
円)

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	平成17年8月31日	平成18年6月8日	平成18年8月10日	平成18年8月23日	平成18年8月31日
権利行使価格	5,000	50,000	50,000	50,000	50,000
行使時平均株価	—	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価	—	—	—	—	—

	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
決議年月日	平成18年12月5日	平成19年2月6日	平成19年4月16日	平成19年5月17日	平成19年6月7日
権利行使価格	100,000	100,000	120,000	120,000	120,000
行使時平均株価	—	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価	—	—	—	—	—

	第11回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権	第14回新株予約権	第15回新株予約権
決議年月日	平成20年1月15日	平成20年1月15日	平成20年2月14日	平成20年10月15日	平成25年3月14日
権利行使価格	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000
行使時平均株価	—	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価	—	—	—	—	—

(注) 1. 第1回新株予約権の権利行使価格は、平成18年3月31日付の株式分割（1株につき2株）による分割後の価格に換算して記載しております。

2. 平成26年1月10日付で1株を200株に株式分割をしておりますが、上記単価情報は分割前の単価情報で記載しております。

2. ストック・オプションの公正な評価単位の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単位の見積方法を単価当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により算定しております。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 一 千円
- (2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 一 千円

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成23年 7 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)	当事業年度 (自 平成24年 7 月 1 日 至 平成25年 6 月30日)																																																		
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>(千円)</td></tr> <tr> <td>未払事業税等</td><td>438</td></tr> <tr> <td>減価償却超過額</td><td>1,642</td></tr> <tr> <td>棚卸資産評価損</td><td>854</td></tr> <tr> <td>繰越欠損金</td><td>147,507</td></tr> <tr> <td>出資金超過額</td><td>530</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産計</td><td>150,973</td></tr> <tr> <td>評価性引当金</td><td>△150,973</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>—</td></tr> </table> 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。	繰延税金資産	(千円)	未払事業税等	438	減価償却超過額	1,642	棚卸資産評価損	854	繰越欠損金	147,507	出資金超過額	530	繰延税金資産計	150,973	評価性引当金	△150,973	繰延税金資産の純額	—	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>(千円)</td></tr> <tr> <td>未払事業税等</td><td>886</td></tr> <tr> <td>減価償却超過額</td><td>1,495</td></tr> <tr> <td>棚卸資産評価損</td><td>675</td></tr> <tr> <td>繰越欠損金</td><td>126,340</td></tr> <tr> <td>出資金超過額</td><td>265</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産計</td><td>129,663</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>△129,663</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>—</td></tr> </table> 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>38.0%</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>1.0%</td></tr> <tr> <td>住民税等均等割</td><td>0.7%</td></tr> <tr> <td>評価性引当金</td><td>△28.7%</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>△2.2%</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>8.8%</td></tr> </table>	繰延税金資産	(千円)	未払事業税等	886	減価償却超過額	1,495	棚卸資産評価損	675	繰越欠損金	126,340	出資金超過額	265	繰延税金資産計	129,663	評価性引当額	△129,663	繰延税金資産の純額	—	法定実効税率	38.0%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0%	住民税等均等割	0.7%	評価性引当金	△28.7%	その他	△2.2%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.8%
繰延税金資産	(千円)																																																		
未払事業税等	438																																																		
減価償却超過額	1,642																																																		
棚卸資産評価損	854																																																		
繰越欠損金	147,507																																																		
出資金超過額	530																																																		
繰延税金資産計	150,973																																																		
評価性引当金	△150,973																																																		
繰延税金資産の純額	—																																																		
繰延税金資産	(千円)																																																		
未払事業税等	886																																																		
減価償却超過額	1,495																																																		
棚卸資産評価損	675																																																		
繰越欠損金	126,340																																																		
出資金超過額	265																																																		
繰延税金資産計	129,663																																																		
評価性引当額	△129,663																																																		
繰延税金資産の純額	—																																																		
法定実効税率	38.0%																																																		
(調整)																																																			
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0%																																																		
住民税等均等割	0.7%																																																		
評価性引当金	△28.7%																																																		
その他	△2.2%																																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.8%																																																		

(企業結合等関係)

前事業年度(自平成23年 7 月 1 日 至平成24年 6 月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成24年 7 月 1 日 至平成25年 6 月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自平成23年7月1日 至平成24年6月30日)

当社は不動産契約に基づく本社ビル等の退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関する賃貸資産の使用期間が明確でなく、移転の計画もないことから資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務は計上しておりません。

当事業年度(自平成24年7月1日 至平成25年6月30日)

当社は不動産契約に基づく本社ビル等の退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関する賃貸資産の使用期間が明確でなく、移転の計画もないことから資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務は計上しておりません。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(自平成23年7月1日 至平成24年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成24年7月1日 至平成25年6月30日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成23年 7 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)

当社は、ファスト・エンタテインメント事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成24年 7 月 1 日 至 平成25年 6 月30日)

当社は、ファスト・エンタテインメント事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成23年 7 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に分類した額が、損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の氏名又は名称	売上高 (千円)	関連するセグメント
秘密結社 鷹の爪NJ製作委員会	106,425	ファスト・エンタテインメント事業

当事業年度(自 平成24年 7 月 1 日 至 平成25年 6 月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に分類した額が、損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成23年 7 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年 7 月 1 日 至 平成25年 6 月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成23年 7 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年 7 月 1 日 至 平成25年 6 月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成23年 7 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年 7 月 1 日 至 平成25年 6 月30日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

前事業年度(自平成23年 7 月 1 日 至平成24年 6 月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成24年 7 月 1 日 至平成25年 6 月30日)

当社が有しているすべての関連会社は、利益基準及び剰余金基準からみて重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	椎木隆太	—	—	当社代表取締役	(被所有) 直接59.92	債務被保証	銀行借入に伴う債務被保証 (注) 2	356,955	—	—
							貸借取引等に係る債務被保証 (注) 3	15,397	—	—

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 銀行借入に対して、債務保証を受けておりますが、保証料の支払いは行っておりません。なお、取引金額

については、当事業年度末日現在の対応する借入金残高を記載しております。

3. 貸借取引等に対して、債務保証を受けておりますが、保証料の支払いは行っておりません。なお、取引

金額については、年間賃借料を記載しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	DLE America, Inc.	米国カリフォルニア州	200,000\$	ファスト・エンタテインメント事業	(所有) 直接100.0	役員の兼任	出資の引受 (注) 1	20,702	—	—
関連会社	夢饗年代股份有限公司	台湾台北市	10,000,000 TND	ファスト・エンタテインメント事業	(所有) 直接40.0	役員の兼任	出資の引受 (注) 1	10,712	—	—

(注) 1. 会社設立に伴い、当社が出資の引受を行ったものであります。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	椎木隆太	—	—	当社代表取締役	(被所有) 直接59.92	債務被保証	銀行借入に伴う債務被保証 (注) 2	332,931	—	—

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 銀行借入に対して、債務保証を受けておりますが、保証料の支払いは行っておりません。なお、取引金額

については、当事業年度末日現在の対応する借入金残高を記載しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日)	当事業年度 (自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)
1株当たり純資産額	7.11円	22.54円
1株当たり当期純利益金額又は 当期純損失金額(△)	△21.51円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失が計上されているため、記載しておりません。	15.43円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

(注) 1. 当社は平成25年12月24日開催の取締役会決議により、平成26年1月10日付で株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益額又は当期純損失金額を算定しております。

(追加情報)

前事業年度 (自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

この適用により、翌事業年度の貸借対照表日後に行った株式分割は、当事業年度の期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額(△)を算定しております。

これらの会計基準を適用しなかった場合の、当事業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額(△)は以下のとおりであります。

1株当たり純資産額 1,421.24円
1株当たり当期純損失金額(△) △4,301.94円

2. 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日)	当事業年度 (自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)
損益計算書上の当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	△91,853	66,274
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	△91,853	66,274
普通株式の期中平均株式数(株)	4,270,400	4,295,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権による普通株式数881,600株	新株予約権による普通株式数1,040,000株

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)

1. 新株予約権の行使による増資について

平成25年12月11日に第5回(ロ)新株予約権240個について権利行使がありました。当該新株予約権の権利行使の概況は次のとおりです。

(1) 発行した株式の種類及び数	普通株式	240株
(2) 発行価格		50,000円
(3) 発行総額		12,000千円
(4) 発行総額のうち資本へ組み入れた額		6,000千円

平成26年1月6日に第5回(ロ)新株予約権240個について権利行使がありました。当該新株予約権の権利行使の概況は次のとおりです。

(1) 発行した株式の種類及び数	普通株式	240株
(2) 発行価格		50,000円
(3) 発行総額		12,000千円
(4) 発行総額のうち資本へ組み入れた額		6,000千円

2. 株式分割

当社は、株式上場に向けての資本政策の一環で株式の流動性の向上を図ることを目的として、平成25年12月24日開催の取締役会決議により、平成26年1月9日を基準日として平成26年1月10日付で株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。また、平成26年1月10日開催の臨時株主総会において単元株制度の導入を行う旨の決議をしております。

当該株式分割及び単元株制度の内容は、下記のとおりであります。

(1) 分割の概要

① 分割の方法

平成26年1月9日を基準日として、同日の最終の株主名簿の記載又は記録された株主の所有する普通株式を1株につき200株の割合でもって分割いたしました。

② 分割の日程

基準日 平成26年1月9日

効力発生日 平成26年1月10日

③ 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 21,955株

今回の分割により増加する株式数 4,369,045株

株式分割後の発行済株式総数 4,391,000株

株式分割後の発行可能株式総数 17,560,000株

なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(2) 単元株制度の概要

平成26年1月10日開催の臨時株主総会決議により、同日をもって単元株制度を導入し、1単元の株式数を100株としております。

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成25年7月1日 至 平成25年12月31日)
給料手当	70,657 千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当第2四半期累計期間 (自 平成25年7月1日 至 平成25年12月31日)
現金及び預金	196,549 千円
現金及び現金同等物	196,549 千円

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間(自 平成25年7月1日 至 平成25年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社が有しているすべての関連会社は、利益基準及び剰余金基準からみて重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、ファスト・エンタテインメント事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第2四半期累計期間 (自 平成25年7月1日 至 平成25年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	57.97円
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	249,286
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	249,286
普通株式の期中平均株式数(株)	4,300,449
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 平成26年1月10日付で普通株式1株を200株に株式分割しておりますが、当該の株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

1. 新株予約権の行使による増資について

平成26年1月6日に第5回(ロ)新株予約権240個について権利行使がありました。当該新株予約権の権利行使の概況は次のとおりです。

(1) 発行した株式の種類及び数	普通株式	240株
(2) 発行価格		50,000円
(3) 発行総額		12,000千円
(4) 発行総額のうち資本へ組み入れた額		6,000千円

2. 株式分割

当社は、株式上場に向けての資本政策の一環で株式の流動性の向上を図ることを目的として、平成25年12月24日開催の取締役会決議により、平成26年1月9日を基準日として平成26年1月10日付で株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。また、平成26年1月10日開催の臨時株主総会において単元株制度の導入を行う旨の決議をしております。

当該株式分割及び単元株制度の内容は、下記のとおりであります。

(1) 株式分割の概要

①分割の方法

平成26年1月9日を基準日として、同日の最終の株主名簿の記載又は記録された株主の所有する普通株式を1株につき200株の割合でもって分割いたしました。

②分割の日程

基準日	平成26年1月9日
効力発生日	平成26年1月10日

③分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	21,955株
今回の分割により増加する株式数	4,369,045株
株式分割後の発行済株式総数	4,391,000株
株式分割後の発行可能株式総数	17,560,000株

(2) 単元株制度の概要

平成26年1月10日開催の臨時株主総会決議により、同日をもって単元株制度を導入し、1単元の株式数を100株としております。

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	6,693	—	—	6,693	1,345	1,240	5,348
工具、器具及び備品	20,723	278	1,915	19,085	16,653	1,032	2,431
有形固定資産計	27,416	278	1,915	25,779	17,998	2,272	7,780
無形固定資産							
ソフトウェア	17,324	200	—	17,524	9,267	2,820	8,257
著作権	9,375	—	—	9,375	—	—	9,375
無形固定資産計	26,699	200	—	26,899	9,267	2,820	17,632
長期前払費用	3,857	—	—	3,857	1,964	559	1,893

(注) 1. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

工具、器具及び備品 老朽化PC等の除却 1,915千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	30,000	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	123,856	156,733	1.7	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	233,099	176,198	2.0	平成26年7月31日～ 平成31年5月10日
その他有利子負債	—	—	—	—
計	386,955	332,931	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

(注) 2. 長期借入金の決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)
長期借入金	85,304	35,748	31,848	14,795

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】（平成25年6月30日現在）

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	352
預金	
普通預金	245,886
計	245,886
合計	246,239

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
犬とハサミは使いよう製作委員会	29,400
家電男子1期製作委員会	16,065
(株)アドマックス	10,614
(株)電通ダイレクトフォース	8,190
エクスプローラーズ・ジャパン(株)	6,344
その他	55,908
合計	126,521

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
109,442	844,106	827,026	126,521	86.7	51.0

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 商品

区分	金額(千円)
グッズ	9,332
合計	9,332

④ 仕掛品

品名	金額(千円)
製作中映像マスター	95,133
合計	95,133

⑤ 貯蔵品

区分	金額(千円)
収入印紙・切手	106
合計	106

⑥ 出資金

相手先	金額(千円)
秘密結社 鷹の爪MAX製作委員会	67,834
秘密結社 鷹の爪GO製作委員会	52,500
秘密結社 鷹の爪MAX. jp製作委員会	23,887
かよチュー 4期製作委員会	18,713
犬とハサミは使いよう製作委員会	18,165
その他	132,093
合計	313,193

⑦ 買掛金

相手先	金額(千円)
(株)ゴンジーノ	30,914
(株)メディクリエ	4,567
有限会社サウンドチーム・ドンファン	4,240
ユウ・ティ・イー(株)	2,595
(株)10GAUGE	2,588
その他	39,225
合計	84,132

⑧ 未払金

相手先	金額(千円)
秘密結社 鷹の爪MAX製作委員会	54,600
秘密結社 鷹の爪GO製作委員会	26,250
給与	21,321
有限責任 あずさ監査法人	5,638
社会保険料	5,525
その他	11,095
合計	124,430

⑨ 前受金

相手先	金額(千円)
秘密結社 鷹の爪MAX製作委員会	17,850
秘密結社 鷹の爪GO製作委員会	15,750
秘密結社 鷹の爪NJ製作委員会	15,487
ガラスの仮面ですが製作委員会	12,545
かよチュー 4期製作委員会	12,228
その他	115,621
合計	189,483

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から翌年6月30日まで
定時株主総会	毎年9月
基準日	毎年6月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎年6月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは以下のとおりであります。 公告掲載URL http://www.dle.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の定款の定めにより、単元未満株主は次に掲げる権利以外の権利を行使することはできません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

該当事項はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成24年10月26日	椎木 隆太	東京都港区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	FENOX Venture Company General Partner Md Anis Uzzaman	1798 Technology Drive, Suite242, San Jose, CA 95110, USA	—	167	20,040,000 (120,000) (注) 4	当社の資本政策による
平成25年12月11日	—	—	—	小野 亮	東京都千代田区	特別利害関係者等(当社取締役)	240	12,000,000 (50,000) (注) 5	新株予約権の権利行使
平成26年1月6日	—	—	—	小野 亮	東京都千代田区	特別利害関係者等(当社取締役)	240	12,000,000 (50,000) (注) 5	新株予約権の権利行使

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等（従業員持株会を除く。以下1において同じ）が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成23年7月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載するものとするとしております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとしております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされており、同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表できるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表できるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下、「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格算定方式は次のとおりです。
ディスカウント・キャッシュ・フロー法、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
5. 移動価格は、新株予約権の行使条件による価格であります。
6. 平成26年1月10日付で1株を200株に株式分割をしておりますが、上記移動株数及び単価は株式分割前の移動株数及び単価で記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	新株予約権
発行年月日	平成23年12月28日	平成25年3月15日
種類	普通株式	第15回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	250株	普通株式 1,000株
発行価格	120,000円	1株につき 120,000円
資本組入額	60,000円	60,000円
発行価額の総額	30,000,000円	120,000,000円
資本組入額の総額	15,000,000円	60,000,000円
発行方法	有償第三者割当	平成24年9月19日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注) 2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当を行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当を行っている場合には、新規上場申請者は、割当を受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当を受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、平成25年6月30日であります。
2. 同取引所の定める、同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当を受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当を受けた新株予約権を、原則として割当を受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
3. 株式の発行価格は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権
行使時の払込金額	1株につき 120,000円
行使期間	平成27年3月15日から 平成34年9月19日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

5. 平成26年1月10日付で1株を200株に株式分割しておりますが、上記発行数、発行価格及び資本組入額は株式分割前の数値で記載しております。

2 【取得者の概況】

株式

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
静岡キャピタル5号投資事業有限責任組合無限責任組合員 静岡キャピタル株式会社 代表取締役社長 水谷 林蔵 資本金 100百万円	静岡県静岡市清水区草薙一丁目13番10号	投資業	250	30,000,000 (120,000)	—

(注) 平成26年1月10日付で1株を200株に株式分割しておりますが、上記割当株数及び単価は株式分割前の数値を記載しております。

新株予約権（ストック・オプション）

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社との関係
川島 崇	東京都足立区	会社役員	550	66,000,000 (120,000)	特別利害関係者等（当社取締役）
小野 亮	東京都千代田区	会社役員	220	26,400,000 (120,000)	特別利害関係者等（当社取締役）
大橋 隆昭	東京都墨田区	会社員	20	2,400,000 (120,000)	当社の従業員
原田 拓朗	東京都杉並区	会社員	20	2,400,000 (120,000)	当社の従業員
松本 淳	東京都新宿区	会社員	20	2,400,000 (120,000)	当社の従業員
谷 東	東京都豊島区	会社員	10	1,200,000 (120,000)	当社の従業員
藤本 賢吾	東京都新宿区	会社員	10	1,200,000 (120,000)	当社の従業員
祝 悠介	東京都世田谷区	会社員	10	1,200,000 (120,000)	当社の従業員
宮崎 正	東京都杉並区	会社員	10	1,200,000 (120,000)	当社の従業員
中村 敦子	東京都新宿区	会社員	10	1,200,000 (120,000)	当社の従業員
河合 秀典	神奈川県横浜市中区	会社員	10	1,200,000 (120,000)	当社の従業員
本地 大輔	東京都渋谷区	会社員	10	1,200,000 (120,000)	当社の従業員
山脇 光太郎	東京都杉並区	会社員	10	1,200,000 (120,000)	当社の従業員
本郷 純	東京都世田谷区	会社員	10	1,200,000 (120,000)	当社の従業員
江口 文治郎	千葉県習志野市	会社員	7	840,000 (120,000)	当社の従業員

(注) 1. 上記のほか、新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下の従業員は30名であり、その株式の総数は73株であります。
2. 平成26年1月10日付で1株を200株に株式分割しておりますが、上記割当株数及び単価は株式分割前の数値を記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
椎木 隆太 (注) 2、3	東京都港区	2,880,000 (370,000)	54.00 (6.94)
㈱ドリームインキュベータ (注) 2	東京都千代田区霞が関三丁目2番6号	705,800 (199,800)	13.23 (3.75)
Hasbro, Inc. (注) 2	1027 Newport Avenue Pawtucket, RI 02862 United States	240,000 (40,000)	4.50 (0.75)
椎木 友里江 (注) 2、5	東京都港区	220,000	4.12
椎木 泰行 (注) 2、6	静岡県磐田市	200,000	3.75
小野 亮 (注) 2、4	東京都千代田区	174,000 (78,000)	3.26 (1.46)
島田 亨 (注) 2	Napier Road, Singapore	168,000	3.15
川島 崇 (注) 4	東京都足立区	134,200 (130,200)	2.52 (2.44)
野村證券㈱ (注) 2、7	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	60,000	1.12
㈱電通 (注) 2	東京都港区東新橋一丁目8番1号	60,000	1.12
椎木 雅章 (注) 2、6	静岡県磐田市	50,000	0.94
浜崎 美苗 (注) 2、6	静岡県静岡市葵区	50,000	0.94
静岡キャピタル5号投資事業有 限責任組合 (注) 2	静岡県静岡市清水区草薙一丁目13番10号	50,000	0.94
東映アニメーション㈱ (注) 2	東京都練馬区東大泉二丁目10番5号	50,000	0.94
㈱読売広告社 (注) 2	東京都港区赤坂五丁目2番20号	50,000	0.94
FENOX Venture Company	1798 Technology Drive, Suite 242, San Jose, CA 95110, USA	33,400	0.63
谷 東 (注) 8	東京都豊島区	24,000 (24,000)	0.45 (0.45)
三菱UFJベンチャーファンド二号 投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋一丁目7番17号	20,000	0.37
㈱三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	20,000	0.37
㈱吉梅	東京都渋谷区渋谷四丁目2番27号	20,000	0.37
松本 淳 (注) 8	東京都新宿区	16,000 (16,000)	0.30 (0.30)
原田 拓朗 (注) 8	東京都杉並区	14,000 (14,000)	0.26 (0.26)
大橋 隆昭 (注) 8	東京都墨田区	11,000 (11,000)	0.21 (0.21)
夏野 剛 (注) 4	東京都渋谷区	10,000	0.19
㈱オフィス921	東京都千代田区九段南二丁目7番6号	10,000 (10,000)	0.19 (0.19)
藤本 賢吾 (注) 8	東京都新宿区	9,000 (9,000)	0.17 (0.17)
㈱ディー・エル・イー従業員持 株会	東京都千代田区麹町三丁目3番地4	7,600	0.14
佐藤 博久	千葉県流山市	6,000	0.11

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
祝 悠介 (注) 8	東京都世田谷区	4,000 (4,000)	0.07 (0.07)
櫛山 英樹	神奈川県横浜市都筑区	4,000 (4,000)	0.07 (0.07)
ムファウメ 薫	東京都国立市	4,000 (4,000)	0.07 (0.07)
本郷 純 (注) 8	東京都世田谷区	3,000 (3,000)	0.06 (0.06)
宮崎 正 (注) 8	埼玉県三郷市	2,000 (2,000)	0.04 (0.04)
中村 敦子 (注) 8	東京都新宿区	2,000 (2,000)	0.04 (0.04)
河合 秀典 (注) 8	神奈川県横浜市都筑区	2,000 (2,000)	0.04 (0.04)
本地 大輔 (注) 8	東京都渋谷区	2,000 (2,000)	0.04 (0.04)
山脇 光太郎 (注) 8	東京都杉並区	2,000 (2,000)	0.04 (0.04)
江口 文治郎 (注) 8	千葉県習志野市	1,400 (1,400)	0.03 (0.03)
所有株式数1,000株の株主 9 名	—	9,000 (9,000)	0.17 (0.17)
所有株式数400株の株主11名	—	4,400 (4,400)	0.08 (0.08)
所有株式数200株の株主 5 名	—	1,000 (1,000)	0.02 (0.02)
計	—	5,333,800 (942,800)	100.00 (17.68)

(注) 1. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 特別利害関係者等(大株主上位10名)

3. 特別利害関係者等(当社代表取締役)

4. 特別利害関係者等(当社取締役)

5. 特別利害関係者等(当社代表取締役の配偶者)

6. 特別利害関係者等(当社代表取締役の二親等内の血族)

7. 特別利害関係者等(金融商品取引業者)

8. 当社従業員

9. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

平成26年 2 月 14 日

株式会社ディー・エル・イー

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 俊 哉 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 杉 山 勝 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ディー・エル・イーの平成23年7月1日から平成24年6月30日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ディー・エル・イーの平成24年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年 2 月 14 日

株式会社ディー・エル・イー

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 俊 哉 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 杉 山 勝 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ディー・エル・イーの平成24年7月1日から平成25年6月30日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ディー・エル・イーの平成25年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 2 月 14 日

株式会社ディー・エル・イー

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 俊 哉 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 杉 山 勝 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ディー・エル・イーの平成25年7月1日から平成26年6月30日までの第13期事業年度の第2四半期会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成25年7月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

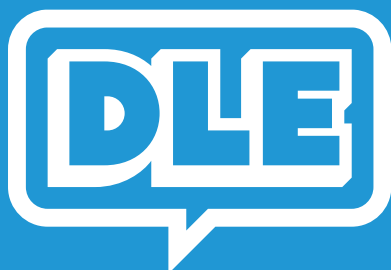
当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ディー・エル・イーの平成25年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。



Dream Link Entertainment



宝印刷株式会社印刷